

第1回戸田市受益者負担の見直し方針の見直しに係る懇話会

日 時 平成27年11月20日(金)
午後6時30分～
場 所 501会議室

次 第

1 開 会

2 総務部長挨拶

3 委員自己紹介

4 座長の選任について

5 事務局説明

(1) 現行の受益者負担の見直し方針について

(2) 戸田市の財政状況等について

6 委員による懇話

「積算根拠の明確化」についての検討

7 閉 会

○「戸田市受益者負担の見直し方針」の見直しについて

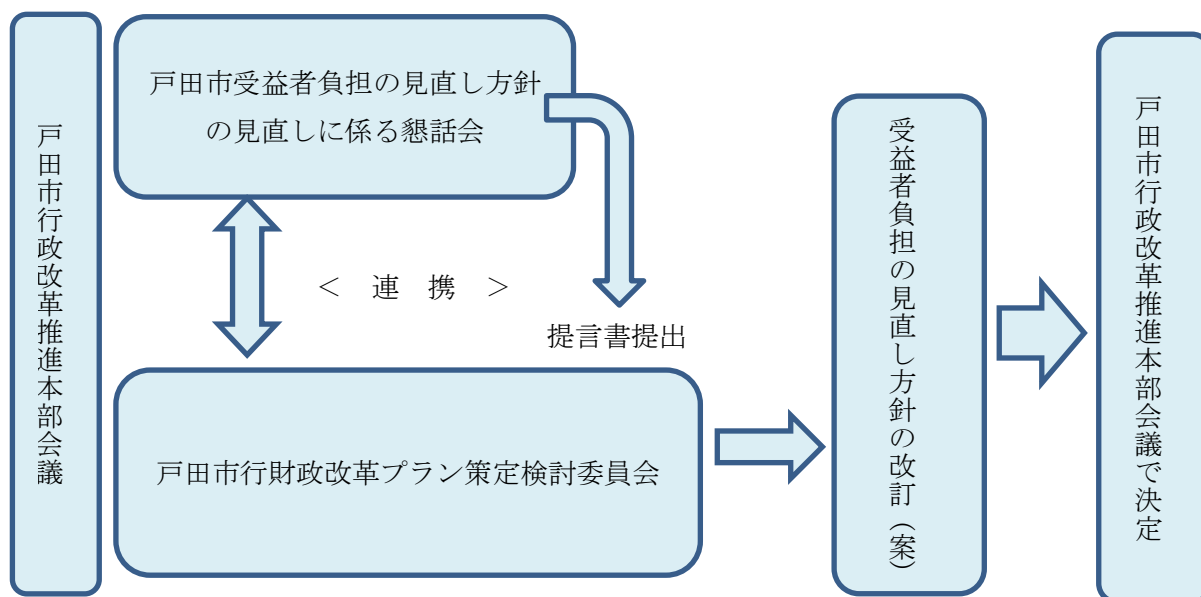
1 戸田市受益者負担の見直し方針の見直しの検討について

・見直し方針

本市の現状を踏まえ、受益者負担の在り方を再検討し、市民の理解と納得を得られる合理的な料金設定とするため、使用料などの算定方法等の明確化を行う。

なお、受益者負担の見直し方針の見直しに当たっては、市民生活に影響が出ることから、庁内組織である「戸田市行政改革推進本部会議」と「戸田市行財政改革プラン策定検討委員会」による検討に加え、市民を交えた「戸田市受益者負担の見直し方針の見直しに係る懇話会」を開催することとする。

・受益者負担の見直し方針の改訂フロー



2 戸田市受益者負担の見直し方針の見直しに係る懇話会について

名 称 戸田市受益者負担の見直し方針の見直しに係る懇話会

目 的 市民・議会・行政の三者の視点から、戸田市受益者負担の見直し方針の見直しへの提言を行う。

委員構成 市民 5名
議員 2名
職員 3名
合計 10名

会議進行(案)開催回数等については、以下のとおりを予定

開催回数	開催時期	会議内容
第1回	11月20日	・本市の現状と課題整理について ・積算基礎の明確化について
第2回	12月22日	・減免・免除の規定について ・性質別負担割合について
第3回	1月中旬	・市外利用者の基準 ・目的外利用者の取扱いについて ・施設駐車場の取扱いについて ・激変緩和措置について
第4回	2月中旬	・戸田市受益者負担の見直し方針の見直しに関する提言書(案)について
第5回	3月下旬	・提言式



受益者負担の見直し方針

1. 受益者負担の見直し方針の策定について

受益者負担とは、特定の利用者がサービスの提供を受けた場合に、そのサービスを利用した人と利用しない人との「負担の公平性」という観点から、そのサービスの提供を受けた人に対して、応分の負担を求めていくという考え方である。

現在、本市では、様々な行政サービスを提供しているが、その運営経費の大部分については、市税を財源としており、運営経費の一部についてのみ利用者に負担をしてもらっている状況である。しかしながら、サービスを利用する人、しない人、また、サービスを受ける人、受けない人との「負担の公平性」という観点から考えると、サービス受給者が、その受益に対する応分の費用を負担することによって、はじめて「負担の公平性」が確保されるといえる。

社会保障費の増大や就労形態の多様化をはじめとした社会状況の変化により、地方自治体における財政状況が厳しさを増す中で、行政サービスの範囲は、様々な市民ニーズに対応するため、拡大せざるを得ない状況が続いている。このような状況においては、すべての行政サービスの財源を、市税のみで補うことは困難であり、市がそれらの運営経費における削減努力を重ねるのは当然のこととする一方で、市民ニーズに対応した施策および事業を実施するため、無料や低料金で提供されてきた行政サービスにおける受益者負担のあり方を検証し、利用者に対して適正な負担を求めることが必要となる。

これまで、行政サービスの提供に対する使用料および手数料については、市民生活に密接に関係することから、サービス提供に係る経費や施設の維持管理費等に比べて低めに設定されてきたところである。本来、行政サービスを提供するために必要な経費や施設の維持管理に要する経費は、すべて受益者の負担により賄われることが理想であるが、実態としては、国や県により基準が定められている場合や、近隣自治体との比較により漫然と定められているものが多くみられる。使用料および手数料の見直しを行うにあたっては、本来、行政が行うべきかどうかを含めて、行政サービスの提供および施設の維持管理を行うために、相応のコストが発生していることを再認識し、「負担の公平性」という観点に立った見直しを図ることが必要である。このことは、中長期的な都市の将来像を考慮した持続可能な政策の推進を行う上からも不可欠なことであることから、その実施のための基本方針をここに定めたものである。

2. 見直しの対象となるもの

(1) 使用料

公の施設として設置に関する条例が定められている施設等のうち、使用料が設定されているものについては、すべて見直しの対象とする。また、使用料に準ずる雑入等につい

ても、その対象とする。さらに、公の施設として設置に関する条例が定められている施設等ではあるが、現時点において使用料が徴収されていないものについても、当然に経費が掛かっているため、施設等を利用した人と利用しない人との負担の公平性を確保するという観点から、徴収が可能であると思われるものは見直しの対象とし、指定管理者が運営している施設についても、見直しの対象とする。

なお、各施設内の市民用コピー機や自動販売機など、その使用料が行政財産使用条例に基づいているものは、今回の見直しの対象から除外する。また、法令等により算定方法が定められているもの及び国県の統一基準がある使用料についても、市独自で見直しを行うことが困難であることから、今回の見直しの対象から除外する。

[地方自治法第225条]

普通地方公共団体は、第238条の4第4(7)項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

[地方自治法第238条の4第4(7)項]

行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

※平成19年4月1日施行期日の法改正をもって()内の項に改正

(2) 手数料

条例で手数料が設定されているものについては、すべて見直しの対象とする。また、手数料に準ずる雑入等についても、その対象とする。さらに、現時点においては、手数料の徴収を行っていないが、サービスを利用した人と利用しない人との負担の公平性を確保するという観点から、徴収が可能であると思われるサービスも見直しの対象とする。

なお、法令等により算定方法が定められているもの及び国県の統一基準がある手数料については、市独自で見直しを行うことが困難であることから、今回の見直しの対象から除外する。

[地方自治法第227条]

普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

3. 見直しにおける検討課題

(1) 対象施設および対象サービス等の例示

平成18年6月15日付で各部署局長宛に行った照会に対する回答に基づき、受益者負担の見直しの対象となる施設およびサービス等を例示する。当該施設およびサービス等については、7頁から12頁に掲載の「使用料施設別一覧」および「手数料担当課別一覧」とおりである。また、各一覧の「無料」、「減免免除」、「経営プラン」の項については、

「該当」及び「有」の場合は、各欄に「○」を記載したものである。

なお、各部局より回答のあった施設およびサービス等のうち、法令等により算定方法が定められているもの及び国県の統一基準があるものについては、一覧より削除した。

(2) 積算基礎の明確化

施設およびサービス等を利用する人に対して、応分の負担を求めるにあたっては、受益者負担額の積算基礎を明らかにすることが重要である。このことから、受益者負担の見直しを実施するにあたっては、使用料および手数料の積算に係る基礎算定式を明らかにする。

【使用料】

$$\text{施設管理費} = \text{人にかかるコスト} + \text{物にかかるコスト}$$

$$\text{人にかかるコスト} \dots \text{職員人件費（職員給料平均単価とする）}$$

$$\text{物にかかるコスト} \dots \text{通常かかる経費（需用費・委託料・使用料及び賃借料等）、減価償却費等}$$

$$\text{施設管理費} \div \text{使用面積} = 1 \text{ m}^2 \text{あたりの原価}$$

$$1 \text{ m}^2 \text{あたりの原価} \times \text{専有面積} \div \text{利用可能時間} = 1 \text{ 時間あたりの使用料}$$

【手数料】

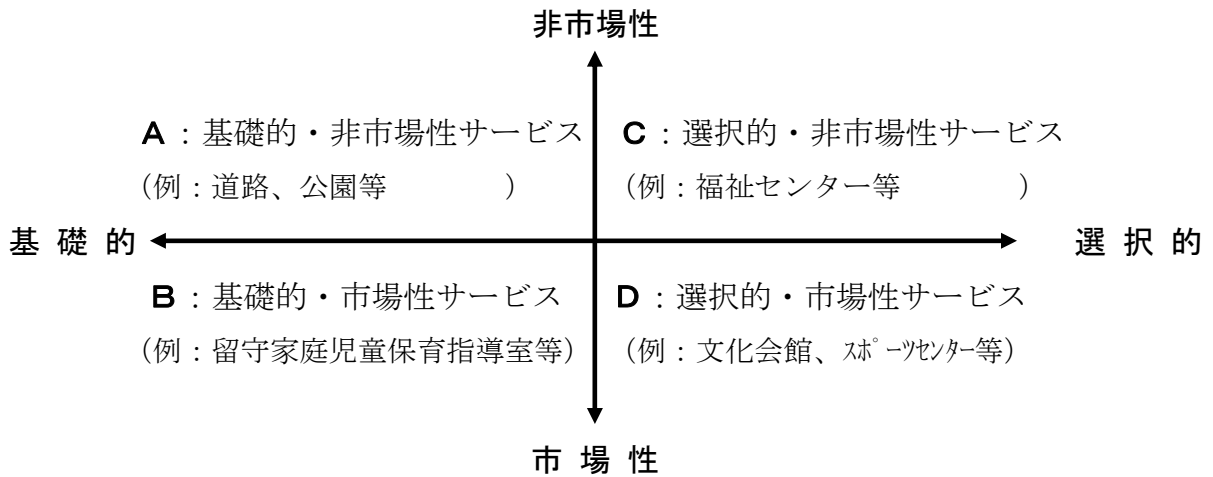
$$\begin{aligned} & (\text{人にかかるコスト}[1分あたり] \times \text{処理時間}[分]) \\ & + (\text{物にかかるコスト} + \text{その他のコスト}) \div \text{処理件数} \end{aligned}$$

※ なお、使用料および手数料をつうじて、性質上、上記算式にあてはめることができないものについては、応分の負担を求めていくという観点から、人件費および減価償却費等を総コストに算入し、これに見合う料金を設定することが望ましい。

(3) 受益者負担の割合

行政サービスを利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保するためには、行政サービスにおける「受益者」と「公費」の負担比率の適正化を図るための基本的なルールづくりが必要である。なお、受益負担の割合については、提供されるサービスの内容により違いが生じてくることから、各サービスについて、それに応じた負担割合を設定したものである。

【使用料】



- 基礎的 . . . 生活する上で、絶対的に必要となるもの。
- 選択的 . . . 生活する上で、必要性が異なり、無くても成り立つもの。
- 非市場性 . . . 行政が自ら行うサービスで、民間において提供できないもの。
- 市場性 . . . 行政が行っているが、民間でも同じ又は同程度のサービス提供がされているもの。

[負担割合]

A . . . 基礎的・非市場性サービス	利用者にとって生活上必要であり、民間では提供できないサービスであるため、基本的に行政がすべてのコストを負担する。 [公費負担100%、受益者負担0%]
B . . . 基礎的・市場性サービス	利用者にとって生活上必要だが、民間にもあるサービスであるため、公費と受益者がコストを負担する。 [公費負担60%、受益者負担40%]
C . . . 選択的・非市場性サービス	利用者にとって無くても成り立つが、民間では提供できないサービスであるため、公費と受益者がコストを負担する。 [公費負担40%、受益者負担60%]
D . . . 選択的・市場性サービス	利用者にとって無くても成り立ち、民間にもあるサービスであるため、基本的に受益者がすべてのコストを負担する。 [公費負担0%、受益者負担100%]

※ 「ー」 . . . 利用形態および性質上から、上記区分にあてはまらないもの。

【手数料】

※ 前記、「A」・「B」・「C」・「D」についての区分選択は行わない

〔負担割合〕

受益者が特定される事務経費といえる。本来であれば、証明書発行等に係る経費については、100%受益者が負担することが妥当であると考えられる。

[公費負担0%、受益者負担100%]

※ 各施設およびサービスについての受益者負担の割合は、「使用料施設別一覧」および「手数料担当課別一覧」に記載のとおり。

（４）施設駐車場の取扱い

施設に付随する駐車場等について、適正な受益者負担の在り方を決定する。

各施設や庁舎に付随する駐車場については、当然にその維持管理のための経費が発生するものである。このことから、その使用料を受益者に負担をしてもらうこととし、利用者の状況、施設の性格および使用料徴収に係る経費等を考慮しながら、各部において検討を進めることとする。

（５）無料施設・無料サービスの取り扱い

市が土地や建物を所有者から借用して市民に提供している施設（借用施設）、市が所有している施設や土地を本来の目的に利用するまでのあいだ暫定的に市民の利用に供している施設（暫定利用施設）を含め、無料で提供されている施設やサービス等について、適正な受益者負担の在り方を決定する。

無料施設およびサービスについては、各施策における様々な要因等から無料としてきたものがある。しかしながら、具体的にどのような基準において無料とされているものなのかが明確ではないため、今回の見直しにおいては、その明確化を図るものとする。つまり、施設において「A」と区分されたものについては100%公費で負担すべきものなので「無料」とし、「B」・「C」・「D」と区分されたものについてはそれぞれの負担割合に応じて「有料」とする。

また、手数料においては、現在、無料とされているものについても、そのサービス等に掛かる経費の100%を受益者が負担するものとする。

（６）減免・免除の規定

減免や免除規定のある施設やサービスについて、適正な受益者負担の在り方を決定する。

減免制度については、高齢者、障害者、児童等社会的弱者への配慮や、各種団体活動への支援・促進のために実施されてきたところであるが、その対象については、各施設間で統一されることなく運用されているものもある。

受益者負担の考え方は、利用する人が応分の負担をすることによって、はじめて利用しない人との負担の公平性が計られるという立場に立つ。このことから、免除規定のある施設やサービスについても原則有料とし、今後は受益者負担の原則からも、減免制度については特例的な措置であることを再確認し、弱者対策等の真にやむ得ないものについてのみ限定する。

特に、市内団体については、一般市民より優先的に使用できる権利または財政的支援を受けていることなどから、適正な料金を徴収する方向で考えることが適当である。

(7) 市外利用者の基準

戸田市民とそれ以外の利用者との間に設定されるべき、施設やサービスにおける受益者負担の格差の在り方を決定する。

市外利用者および市外利用団体については、市税を徴収されていないという観点において、市民が負担する額の「2倍」が適当である。

なお、「市民」と「市外利用者」の区分については、施設およびサービスによって、厳密に居住地要件のみで区分しているものと市内に在勤・在学する者も「市民」として区分しているものが混在しており、市として統一的な取り扱いが設定されていないことから、受益者負担の見直しにおける市外利用者の定義については、各施設およびサービスにおける現行の設定区分をもってあてることとする。

(8) 激変緩和について

急激な変化が市民生活に与える影響等を考慮し、改定する使用料および利用料についての上限を決定する。

改定した使用料および利用料についての上限は、特別な場合を除き、「1.5倍」にするものとし、今回の見直し実施後5年毎に再び見直しを行うものとする。また、近隣市の状況も考慮し、それらの状況に比べ著しく格差が生じることがないようにするものとする。

《使用料施設別一覧》

施設等名称	No	使用対象場所	施設区分	個別区分	公費	受益者	無料	減免免除	経営プラン
文化会館	1	ホール	D	D	0	100		○	
	2	楽屋 1		D	0	100		○	
	3	楽屋 2		D	0	100		○	
	4	楽屋 3		D	0	100		○	
	5	楽屋 4		D	0	100		○	
	6	リハーサル室		D	0	100		○	
	7	展示室		D	0	100		○	
	8	会議室 301		C	40	60		○	
	9	会議室 302		C	40	60		○	
	10	会議室 303		C	40	60		○	
	11	会議室 304		C	40	60		○	
	12	練習室 1		D	0	100		○	
	13	練習室 2		D	0	100		○	
	14	練習室 3		D	0	100		○	
	15	応接室		D	0	100		○	
	16	宴会室 (千歳)		D	0	100		○	
	17	宴会室 (高砂)		D	0	100		○	
	18	宴会室 (羽衣)		D	0	100		○	
	19	宴会室 (末広)		D	0	100		○	
	20	結婚式場		D	0	100		○	
	21	披露宴室 (千歳)		D	0	100		○	
	22	披露宴室 (高砂)		D	0	100		○	
	23	披露宴室 (羽衣)		D	0	100		○	
	24	披露宴室 (末広)		D	0	100		○	
	25	控室 (鶴)		D	0	100		○	
	26	控室 (亀)		D	0	100		○	
	27	控室 (寿)		D	0	100		○	
	28	控室 (鵬)		D	0	100		○	
笹目コミュニティセンター	29	セミナールーム 101	C	C	40	60		○	
	30	セミナールーム 301		C	40	60		○	
	31	セミナールーム 302		C	40	60		○	
	32	和室 (つくし)		C	40	60		○	
	33	和室 (たんぽぽ)		C	40	60		○	
	34	キッチンスタジオ		D	0	100		○	
	35	アトリエ		D	0	100		○	
	36	音楽室		D	0	100		○	
	37	市民ギャラリー		D	0	100		○	
	38	多目的ホール		D	0	100		○	
	39	ボランティアビューロー		C	40	60		○	
	40	憩いの広場		C	40	60		○	

施設等名称	No	使用対象場所	施設区分	個別区分	公費	受益者	無料	減免免除	経営プラン
男女共同参画センター	41	講習室 A・B	C	C	40	60		○	
	42	茶室（和室、水屋を含む）		D	0	100		○	
	43	料理室		D	0	100		○	
	44	軽体育室		D	0	100		○	
	45	研修室 A・B		C	40	60		○	
	46	テニスコート A・B		D	0	100		○	
	47	談話室		C	40	60	○		
	48	駐車場		C	40	60	○		
ボランティア・市民活動支援センター	49	ロッカー（24個）	C	C	40	60			
市役所庁舎	50	来客用駐車場	C	C	40	60	○		
保養所「白田の湯」	51	客室	D	D	0	100		○	
	52	大広間と談笑室（カラオケ）		D	0	100			
土に親しむ広場利用料	53	土に親しむ広場（市内設置箇所）	D	D	0	100	○		
起業支援センター	54	支援室5・6・13・14	D	D	0	100			
	55	支援室1・4・15		D	0	100			
	56	支援室8・9		D	0	100			
	57	支援室7・10・11		D	0	100			
	58	支援室16		D	0	100			
	59	支援室12		D	0	100			
	60	支援室2・3		D	0	100			
	61	支援室17		D	0	100			
	62	会議室		D	0	100			
	63	託児スペース		D	0	100			
自立支援ホーム	64	101・102・103・202・203号室(201号室は管理人室)	B	B	60	40		○	
心身障害者福祉センター	65	生活実習室	B	B	60	40		○	
	66	料理実習室		B	60	40		○	
	67	社会適応訓練室		B	60	40		○	
	68	団体事務室		D	0	100	○		
市営福祉住宅	69	1階6戸	B	B	60	40			
留守家庭児童保育指導室	70	戸田第一小学校留守家庭児童保育指導室	B	B	60	40		○	
	71	戸田第二小学校第一留守家庭児童保育指導室		B	60	40		○	
	72	戸田第二小学校第二留守家庭児童保育指導室		B	60	40		○	
	73	新曽小学校留守家庭児童保育指導室		B	60	40		○	
	74	美谷本小学校留守家庭児童保育指導室		B	60	40		○	
	75	笹目小学校留守家庭児童保育指導室		B	60	40		○	
	76	戸田東小学校留守家庭児童保育指導室		B	60	40		○	
	77	戸田南小学校留守家庭児童保育指導室		B	60	40		○	
	78	喜沢小学校留守家庭児童保育指導室		B	60	40		○	
	79	笹目東小学校留守家庭児童保育指導室		B	60	40		○	
	80	新曽北小学校第一留守家庭児童保育指導室		B	60	40		○	
	81	新曽北小学校第二留守家庭児童保育指導室		B	60	40		○	
	82	芦原小学校留守家庭児童保育指導室		B	60	40		○	
	83	美女木小学校留守家庭児童保育指導室		B	60	40		○	

施設等名称	No	使用対象場所	施設区分	個別区分	公費	受益者	無料	減免免除	経営プラン
児童センター	84	研修室	C	C	40	60	○		
	85	企画展示室		C	40	60	○		
上戸田福祉センター	86	大会議室	C	C	40	60	○		
	87	第一会議室		C	40	60	○		
	88	第二会議室		C	40	60	○		
	89	第三会議室		C	40	60	○		
	90	講習会室		C	40	60	○		
	91	茶華道室		D	0	100	○		
	92	料理講習教室		D	0	100	○		
	93	老人いこいの室	C	40	60	○			
東部福祉センター	94	老人いこいの室	C	C	40	60	○		
	95	大会議室		C	40	60	○		
	96	中会議室		C	40	60	○		
	97	小会議室		C	40	60	○		
	98	茶華道室		D	0	100	○		
	99	料理室		D	0	100	○		
	100	第1音楽室		D	0	100	○		
	101	第2音楽室		D	0	100	○		
	102	工芸室		D	0	100	○		
	103	集会室		C	40	60	○		
	104	サークル室		D	0	100	○		
	105	体育室		D	0	100	○		
西部福祉センター	106	老人いこいの室	C	C	40	60	○		
	107	機能回復訓練室（観光協会）		C	40	60			
	108	第1会議室		C	40	60	○		
	109	第2会議室		C	40	60	○		
	110	料理室		D	0	100	○		
	111	大会議室		C	40	60	○		
	112	第3会議室		C	40	60	○		
	113	講習室		C	40	60	○		
	114	茶道室	D	0	100	○			
新嘗福祉センター	115	ホール	C	C	40	60	○		
	116	講習会室		C	40	60	○		
	117	第一会議室		C	40	60	○		
	118	第二会議室		C	40	60	○		
	119	音楽室		D	0	100	○		
	120	茶道室		D	0	100	○		
	121	料理室		D	0	100	○		
	122	老人いこいの室		C	40	60	○		
都市公園使用料	123	道満つり場（戸田市観光協会）	D	D	0	100			
	124	都市公園スポーツ施設		D	0	100	○		
	125	茶室（後谷公園）		D	0	100	○		
笹目中居田住宅駐車場	126	12区画	D	D	0	100			
下前住宅駐車場	127	20区画	D	D	0	100			
戸田船着場接岸料	128	戸田船着場	C	C	40	60	○		
公共下水道	129	排水区域 1,114 ha	-	-	-	-	○	○	

施設等名称	No	使用対象場所	施設区分	個別区分	公費	受益者	無料	減免免除	経営プラン
介護老人保健施設	130	日用品費	D	B	60	40		○	
	131	教養娯楽費		D	0	100		○	
	132	私物洗濯代		D	0	100			
	133	おむつ代		B	60	40			
上水道料金	134	給水区域 18.17km ²	—	—	—	—			
教育センター	135	第1・2会議室	C	C	40	60		○	
こどもの国	136	プラネタリウム室	D	D	0	100		○	
	137	集会室（児童館1階）		C	40	60		○	
	138	展示ホール（児童館1階）		D	0	100		○	
	139	図書室（児童館1階）		C	40	60		○	
	140	プール		D	0	100		○	
	141	プールコインロッカー		D	0	100			
少年自然の家	142	宿泊室、体育室、食堂、浴室等	D	D	0	100		○	
芦原小生涯学習施設	143	集会室、生涯学習ギャラリー、ふれあいラウンジ、和室	C	C	40	60		○	
スポーツセンター	144	第1競技場 全面(アマチュア利用の場合)平日・休日とも	D	D	0	100		○	
	145	第1競技場 全面(その他の場合)		D	0	100		○	
	146	第1競技場 バドミントンコート(1面使用)		D	0	100		○	
	147	第1競技場 バレーコート(1面使用)		D	0	100		○	
	148	第1競技場 テニスコート(1面使用)		D	0	100		○	
	149	第1競技場 バスケットコート(1面使用)		D	0	100		○	
	150	第2競技場 全面		D	0	100			
	151	第2競技場 バドミントンコート		D	0	100			
	152	第3競技場(卓球場)		D	0	100		○	
	153	第1武道場(柔道場)		D	0	100		○	
	154	第2武道場(剣道場)		D	0	100		○	
	155	第3武道場(弓道場)		D	0	100		○	
	156	体力測定室及びトレーニング室		D	0	100		○	
	157	テニスコート 6面		D	0	100		○	
	158	陸上競技場 300mトラック		D	0	100		○	
	159	屋外プール 50m×18m		D	0	100		○	
	160	屋内プール 25m×15m、幼児プール 15m×5m		D	0	100		○	
	161	大会議室		C	40	60		○	
162	小会議室	C	40	60		○			
図書館	163	図書館（郷土博物館含む）駐車場（40台分）	D	D	0	100		○	
郷土博物館	164	郷土博物館費特別展示室・講座室	D	D	0	100		○	
彩湖自然学習センター	165	彩湖自然学習センター	D	D	0	100		○	
勤労青少年ホーム	166	軽体育室	D	D	0	100		○	
	167	集会室		C	40	60		○	
	168	講習会室		C	40	60		○	
	169	音楽室		D	0	100		○	
	170	娯楽談話ホール		D	0	100		○	
	171	料理実習室		D	0	100		○	
	172	団体事務室		D	0	100		○	

《手数料担当課別一覧》

担当課名称	No	サービス名称(証明書等)	個別区分	公費	受益者	無料	減免免除	経営プラン
秘書広報課	1	広告料	/	0	100			
行政経営課	2	戸田市第3次総合振興計画書売上代(後期基本計画分)	/	0	100			
	3	戸田市第3次総合振興計画書売上代(前期基本計画分)	/	0	100			
庶務課	4	情報公開決定・自己情報開示決定に伴う行政文書への原本証明	/	0	100			
コミュニティ推進課	5	認可地縁団体印鑑登録証明書	/	0	100			
	6	認可地縁団体その他証明書	/	0	100			
市民課	7	上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理の証明書の交付	/	0	100			
	8	臨時運行の許可	/	0	100			
	9	身分に関する証明	/	0	100			
	10	住民票写しの交付	/	0	100			
	11	広域交付住民票写しの交付	/	0	100			
	12	住民票記載事項証明書の交付	/	0	100			
	13	住民基本台帳カードの交付	/	0	100			
	14	住民票の閲覧	/	0	100			
	15	住民基本台帳の一部の写しの閲覧	/	0	100			
	16	戸籍附票写しの交付	/	0	100			
	17	外国人登録に関する証明	/	0	100			
	18	印鑑登録証明	/	0	100			
	19	埋火葬に関する証明	/	0	100			
	20	その他の証明	/	0	100			
生活安全課	21	市民カード発行	/	0	100	○		
	22	自転車駐車場登録	/	0	100			○
	23	自転車駐車場一時利用	/	0	100			○
	24	放置自転車等撤去料	/	0	100		○	
環境クリーン室	25	犬鑑札交付	/	0	100		○	
	26	犬注射済票交付	/	0	100		○	
	27	犬鑑札再交付	/	0	100		○	
	28	し尿汲み取り	/	0	100		○	
	29	一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可申請	/	0	100		○	
	30	一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可証再交付申請	/	0	100			
	31	粗大ごみ処理	/	0	100		○	
	32	動物の死体処理	/	0	100		○	
	33	鳥獣飼養許可	/	0	100			
税務課	34	税証明(市・県民税課税、非課税、所得証明書)	/	0	100		○	
	35	税証明(土地課税、家屋課税、土地公課、家屋公課証明書)	/	0	100		○	
	36	営業届出、廃業届出証明書	/	0	100		○	
	37	土地台帳登録証明書	/	0	100		○	
	38	土地評価、家屋評価証明書	/	0	100		○	
	39	土地所有、家屋所有証明書	/	0	100		○	
	40	公図の写し	/	0	100			
	41	台帳の閲覧(土地登録簿、家屋登録簿)	/	0	100			
収税推進室	42	納税証明書	/	0	100			

担当課名称	No	サービス名称(証明書等)	個別区分	公費	受益者	無料	減免免除	経営プラン
長寿介護課	43	高齢者生活援助活動員等派遣	/	0	100			
	44	在宅高齢者紙おむつ等支給	/	0	100			
	45	高齢者訪問理容サービス	/	0	100			
	46	高齢者寝具類乾燥等	/	0	100			
	47	高齢者歩行補助つえ支給	/	0	100			
保育園課	48	延長保育利用料	/	0	100		○	
	49	一時保育利用料	/	0	100		○	
	50	休日保育利用料	/	0	100		○	
都市計画課	51	用途地域証明等	/	0	100		○	
道路課	52	境界確認申請書	/	0	100		○	
	53	土地境界証明願	/	0	100		○	
	54	道路幅員証明	/	0	100			
	55	戸田市全図頒布(都市計画図)	/	0	100			
	56	戸田市全図頒布(白図 1/10000)	/	0	100			
	57	戸田市全図頒布(白図 1/20000)	/	0	100			
	58	戸田市全図頒布(白図 1/2500、No1~No11)	/	0	100			
	59	戸田市全図頒布(地番図)	/	0	100			
下水道課	60	排水設備検査手数料	/	0	100			
土地区画整理事務所	61	仮換地証明	/	0	100		○	
	62	底地証明	/	0	100		○	
	63	保留地証明	/	0	100		○	
	64	使用収益開始証明	/	0	100		○	
	65	地積測量図証明	/	0	100		○	
	66	道路幅員証明	/	0	100		○	
医療保健センター	67	診断書料	/	0	100			
	68	証明書料	/	0	100			
	69	小・中学校関係の簡易な証明書料	/	0	100			
	70	死亡診断書料	/	0	100			
	71	死体処置料	/	0	100			
介護老人保健施設	72	インフルエンザ予防接種	/	0	100		○	
業務課	73	水道料金等納入証明書	/	0	100			
施設課	74	設計審査手数料	/	0	100			
	75	工事検査手数料	/	0	100			
	76	新規指定手数料	/	0	100			
	77	給配水管理図(参考図)	/	0	100		○	
消防1課・2課	78	救急搬送証明書	/	0	100		○	
郷土博物館 彩湖自然学習センター	79	特別展図録等頒布代	/	0	100			
	80	戸田市史等売り捌き料	/	0	100			

受益者負担の見直し方針「算定根拠の明確化」について

1 使用料の原価に算入する経費

公の施設に係る経費には、施設の建設費（減価償却費含む）や維持管理運営費など、様々な経費があります。このため、使用料の基準を設定する際には、受益者負担の在り方について十分検討し、適正な経費の範囲を定める必要があります。

こうした各種の経費のうち、公費で負担する範囲と、受益者負担とする範囲は、行政コスト計算書や「戸田市 公共施設中長期保全計画」等の考え方に沿うこととします。

○公費で負担する範囲 【原価対象外構成項目】

費 目	理 由
土地取得費用	土地は、将来にわたり資産価値が残ることから適切でない。
災害等により要した経費	地震、火災、水害、事故等により発生した経費は、本来の施設管理運営に係る経費とは異なることから適切でない。

○受益者負担の範囲 【原価構成項目】

費 目	内 容（算入経費）	
施設の管理運営に係る経費	人の経費	職員人件費※1 その他人件費（報酬、共済費、賃金）
	物の経費	消耗品費、維持補修費、施設設備費※2、減価償却費※3、その他（燃料費、光熱水費、印刷製本費、備品購入費）
	その他経費	業務費（報酬費、旅費）、通信運搬費、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料
	業務関連費用	公債費※4

※1 職員人件費…給与のほか、共済組合負担金、退職手当負担金を含み、全職員の平均単価から算出。

※2 施設設備費…平成26年3月策定の「戸田市公共施設中長期保全計画」に基づき算出。この計画に記載のない施設については、予防保全と長寿命化に係る経費を見込んで、使用料算定の経費にしていく。

※3 減価償却費…建物等の減価償却費の当該年度分

※4 公債費…当該年度に返済した公債費の利払分（土地取得費用に係るものを除く）

2 算定方法

使用料原価の算定に当たっては、機能によって、「1時間・1㎡当たり」と「1人当たり」の算定方法があります。

(1) 1時間・1㎡当たりの原価×貸出面積から使用料を算定する方式

■適用：会議室等のように、ある一定の部屋（区画）を貸切で使用する場合

$$1 \text{ 時間} \cdot 1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの原価} = \frac{\text{施設の管理運営に係る経費}}{\text{延床面積} \times \text{年間利用可能時間}^{*1}}$$

※1 年間利用可能時間 = 年間利用可能日数 × 1日当たりの利用可能時間

(2) 1人当たりの原価から算定する方式

■適用：プールやトレーニング室のように、ある一定の部屋（区画）を不特定多数の個人が同時に利用するような施設

$$1 \text{ 人 当 た り の 原 価} = \frac{\text{施設の管理運営に係る経費}}{\text{年間利用者数}^{*2}}$$

※2 年間利用者数については、利用可能な人数を基に算定した場合と実績を基に算定した場合とでは大きな乖離が生じる可能性があるため、適正な稼働率を考慮する必要がある。

なるほど!



わかった!

戸田市の財政

平成26年度



はじめに

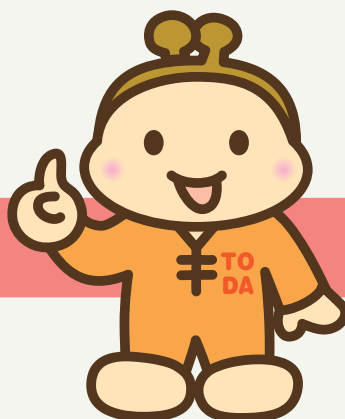
戸田市の財政について、皆様はどのようなイメージをお持ちでしょうか。やはり、戸田競艇があること等から、財政的に余裕がある、というイメージがいまだに根強いかもしれません。

しかし実際には、伸び悩む市税や社会保障費の増加、国の税制改正等により、厳しい財政状況にあります。今後は、こうしたことを踏まえ、事業や公共施設のあり方を見直していくことが求められます。

平成26年7月に自治基本条例が施行されました。これまで以上に市民の皆様と力を合わせて、まちづくりを進めていくことが重要になります。

この「なるほど!わかった!戸田市の財政」は、戸田市の財政状況や、どのような事業にお金が使われているのかを、分かりやすくまとめたものです。「幸せを実感できるまち」を共につくっていくために、とても大切な情報となります。戸田市の未来について、皆様と一緒に考えるきっかけになれば、幸いです。

戸田市の
財政案内人 「おさいふくん」



もくじ

第1章 戸田市の財政について考えてみよう	2
① 市の仕事と財政	2
② 予算を見てみよう～平成26年度予算～	5
③ 決算を見てみよう～平成25年度決算～	10
④ 戸田市のこれからはどうなるの？ ～「中期財政計画」による将来の見通し～	16
第2章 ええ!? 30年間で138億円が不足!?	18
～公共施設再編方針&公共施設中長期保全計画～	
写真からみる戸田市の子育て教育	20
第3章 ええ!? 地方法人税の創設で市税が4億円減少!?	22
第4章 住みよいまちづくりへの取り組み	24
現在行われている事業を見てみよう	24
おわりに	29

第1章 戸田市の財政について考えてみよう



おさいふくん

① 市の仕事と財政

「なるほど!わかった!戸田市の財政」の案内人、おさいふくんと一緒に戸田市の財政について考えます。



トダロウくん

おさいふくん、日曜日、家族で彩湖・道満グリーンパークにピクニックに行ってきたよ。

よかったね。公園、どうだった?

綺麗なお花が咲いていたり、昆虫もたくさんいたり、とても楽しかったよ。

それで、図書館に行って、この図鑑を借りてきて、たくさん花の名前とか覚えたよ。

すごいね。トダロウくんは勉強家だね。

これからちょっと戸田市の財政のことも勉強しようか!

うん! お願いします!

トダロウくん、彩湖・道満グリーンパークや、おうちの近くの公園ってすごく綺麗だったでしょ。それに、図書館の本も無料で借りられたよね。それって、どうしてだか分かる?

うーん。どうしてだろう。

それは、戸田市のお仕事と深いつながりがあるんだよ。

戸田市のお仕事?

うん。

トダロウくんの通う戸田市立の小学校や、通学路の道路の整備、うちから出るごみの回収。

さらには、公園の整備も。

そして、図書館から借りた図鑑などの本。

これらは、全部、戸田市が、お仕事をしているからなんだ。

そうなんだ。

だから快適に、安心して暮らせるんだね。

あれ、でも、おさいふくん、
それにはお金がかかるよね。
どうやって
お金を集めているの?

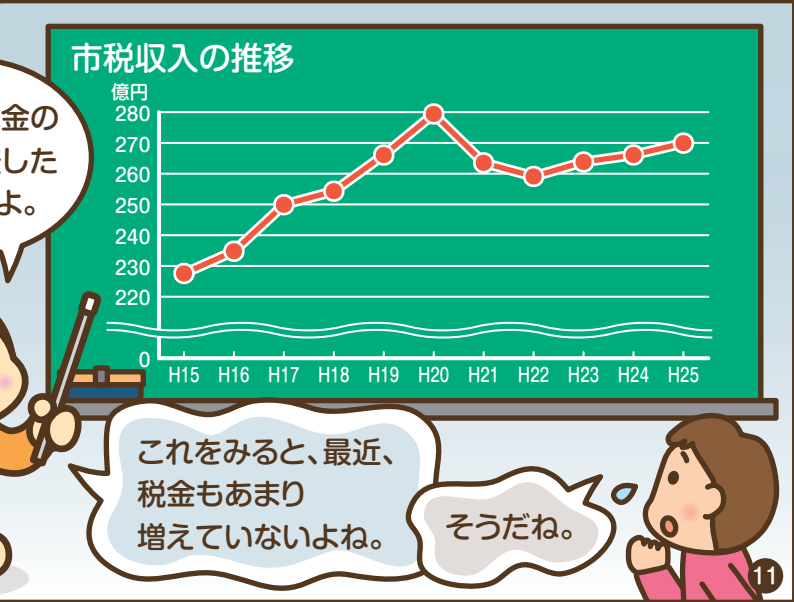
良い、
質問だね。

それは、トダロウくんのお父さんや
お母さんたちが払っている
税金 なんだよ。

そうなんだ、
お父さんやお母さんが
働いて納めた税金、
大事に使って欲しいな。

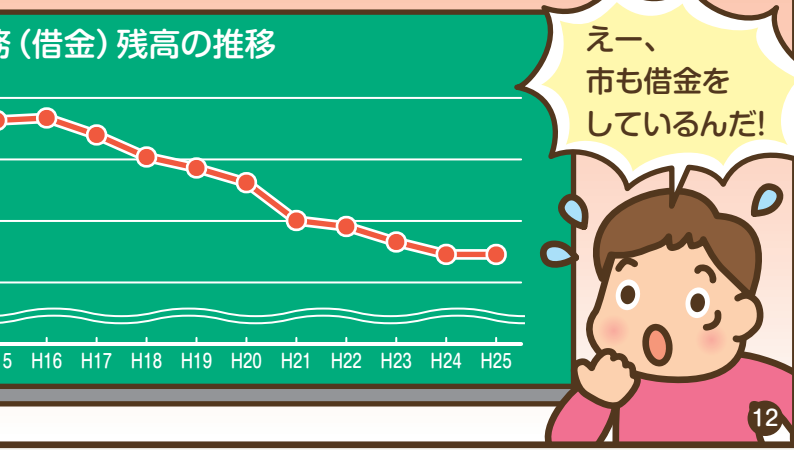
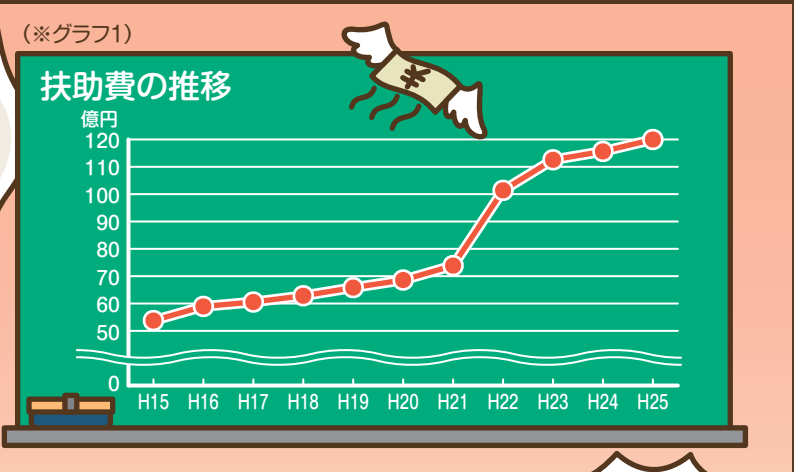
そう、
皆さんから集めた
税金だから、
戸田市はきちんと
使わなければ
ならないよね。

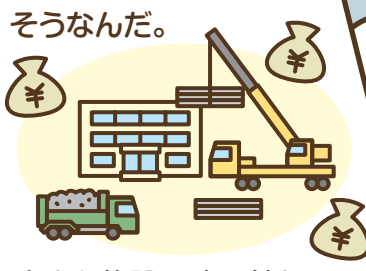
これは税金の
伸びを表した
グラフだよ。



でも、
学校などの公共施設が
老朽化したり、
福祉に必要なお金
(扶助費) が増えたり、
(※グラフ1)

お金のやりくりが
大変なんだよ。
こどもの国の
建て替えなどは、
借金 をして
まかなっているんだ。
(※グラフ2)



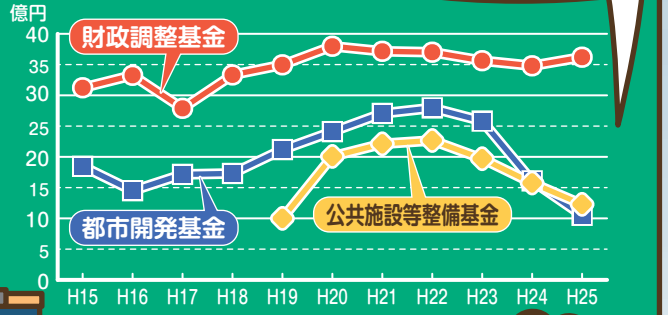


そうなんだ。
大きな施設の建て替えには、一度にたくさんのお金が必要だから、借金を活用してやりくりしているんだよ。

僕は、貯金が少しあるんだけど、戸田市も貯金はあるの？

うん、あるよ。市の貯金は、**基金** と言うんだけど、

基金の推移



大変なんだね。

この基金も年々減少していて、これも課題のひとつなんだ。

トダロウくんも、貯金がなくなったら、心配だよな。

それは、困るよ。欲しいものも買えないし。

そうだよな。市も貯金がなくなってしまうと、できる仕事に限られてしまうんだ。

今まであたりまえに受けていたサービスが受けられなくなってしまうこともあるんだよ。

え!

それはもっと困るよ。

図書館の本が充実していたり、公園も綺麗だったり、ごみも集めてもらえないと、不便になっちゃうよ。

あたりまえだと思って安心していました。

安心してはいけないよ。

トダロウくんが大人になっても、住みやすい戸田市であるために、戸田市が抱えているこれらの問題を一緒に考えてみよう。

うん。

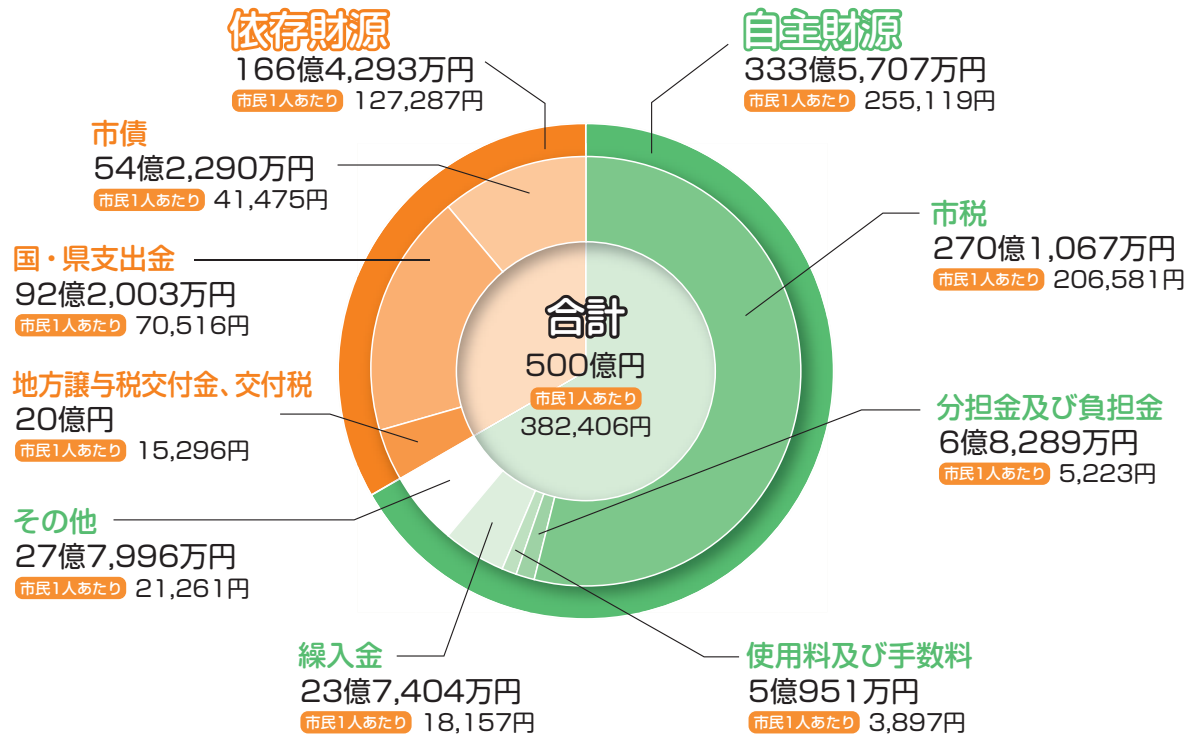
ぼくが、案内するよ。

② 予算をみてみよう ～平成26年度予算～



まずは、平成26年度の歳入（収入）予算と歳出（支出）予算をみてみましょう。

● 一般会計 平成26年度歳入予算



依存財源

市債

銀行などからの借入れ(借金)です。

国・県支出金

国・県から市が特定の事業を実施するための負担・補助として交付されます。

地方譲与税、交付金、交付税

市民の皆様が国や県に納めた税金の一部です。使い道は自由です。

自主財源

緑入金

各種基金(貯金・運用金)を取り崩してお金を使います。

その他

寄付金、不動産の売り払いなどの財産収入、諸収入、前年度からの繰越金です。

市税

市民の皆様から戸田市に納めていただいた税金です。

分担金及び負担金

事業にかかる経費の一部を受益の程度に応じて利用者に負担していただいているお金です。

使用料及び手数料

市の施設の利用や証明書を発行する際にいただいているお金です。

※市民1人当たりの金額は、平成26年度歳入予算額を平成26年4月1日現在の人口130,751人で割って算出しています。

市税について

市税は市が行う仕事を支えるとても重要な財源で、平成26年度では、歳入予算の54%を占めます。



Q 税金にはどんなものがあるの？

A 戸田市に直接納めてもらう税(市税)は、7種類あります。



市民税

平成26年度予算
115億5,783万円

市民の方が給与などの所得に応じて納める税や戸田市内の会社が収益などに応じて納める税です。



固定資産税

平成26年度予算
125億5,875万円

土地や家屋などを所有している方が納める税です。



軽自動車税

平成26年度予算
7,594万円

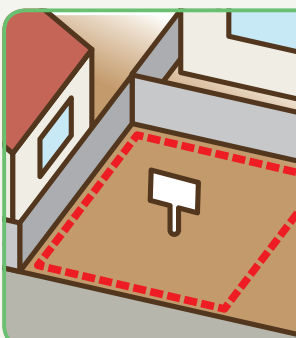
軽自動車などを持っている方が納める税です。



市たばこ税

平成26年度予算
10億5,808万円

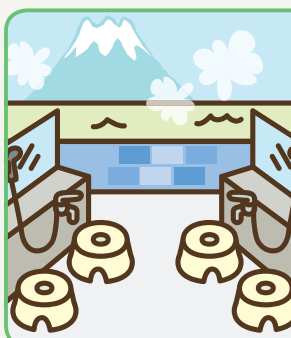
たばこを買った方が納める税です。



特別土地保有税

平成26年度予算
2千円

土地の取得・所有に際して納める税です。



入湯税

平成26年度予算
2千円

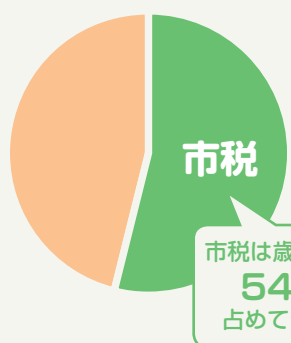
浴場に入湯した方が納める税です。
※戸田市ではありません。



都市計画税

平成26年度予算
17億6,008万円

市街化区域に土地や建物を持っている方が納める税です。



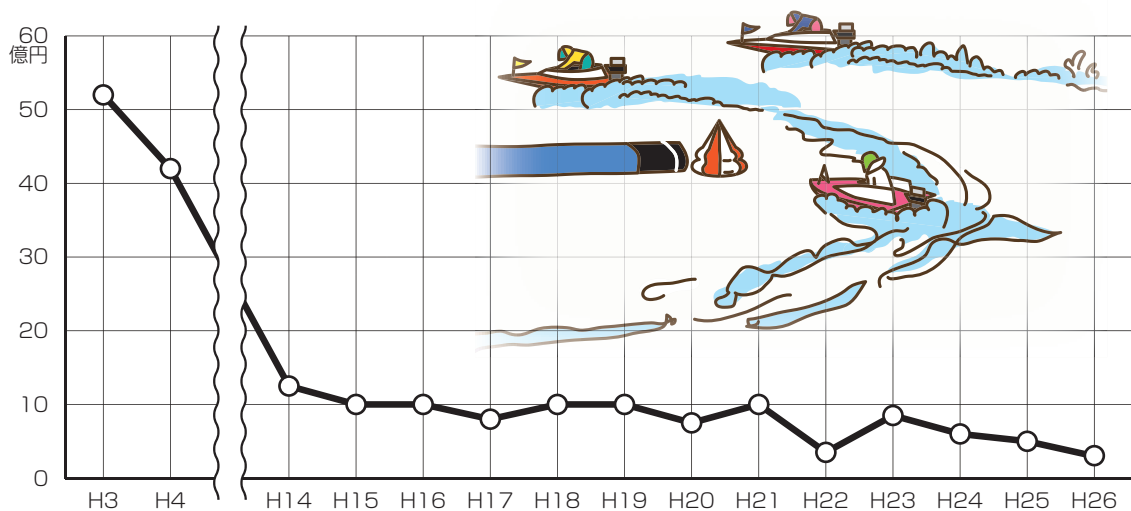
市税によって支えられているんですね



競艇配分金について

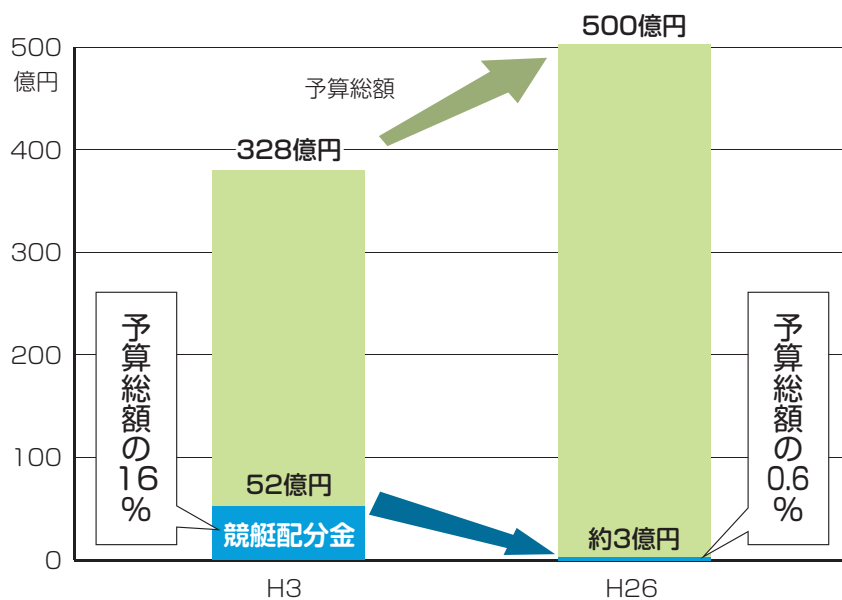
競艇配分金の推移

戸田市は競艇の収入があるから大丈夫とよく言われますが、近年、競艇配分金は少なくなってきました。競艇配分金は諸収入に該当します。



予算規模と競艇配分金の変化

予算の総額は増えているのに、競艇配分金はすごく減っているね。



昭和50年代には、予算総額の3分の1近くを競艇配分金が占めていたときもありました。しかし、今後は増収が期待できないため、配分金が豊富な時代に始めた事業を見直していく必要があります。

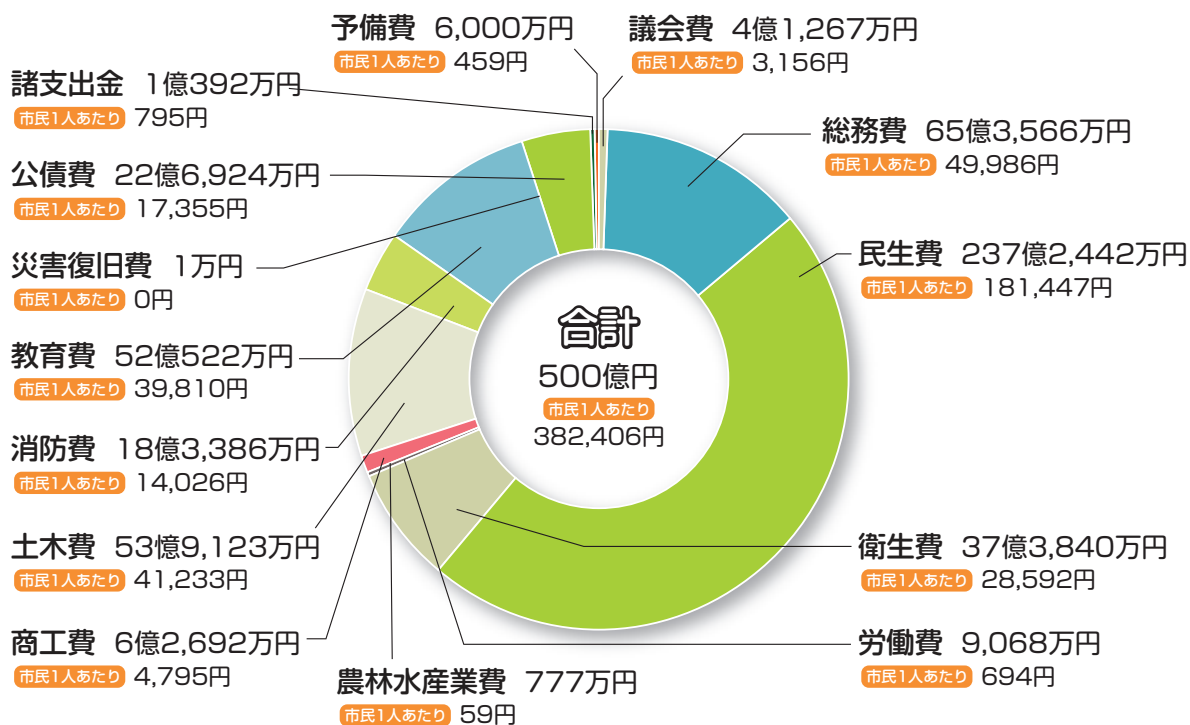




支出(歳出)をみてみよう

集めたお金は福祉や教育、まちづくりや安全など、目的に分けて使われています。

● 一般会計 平成26年度歳出予算



災害復旧費

大雨、暴風、地震などの災害により、被災した施設の復旧にかかる経費です。

農林水産業費

農林漁業の振興、技術の普及などにかかる経費です。

議会費

議員の報酬や議会事務局の人件費、議会運営などにかかる経費です。

公債費

事業を行うために国や金融機関から借り入れた市債(借金)の返済金です。

商工費

商工業の振興、技術の普及などにかかる経費です。

総務費

庁舎などの管理、企画調整、財政管理、市税の賦課徴収、戸籍住民基本台帳、選挙など市役所の全体的な事務にかかる経費です。

諸支出金

他の支出科目に含まれない経費です。

土木費

道路・河川・住宅・公園などの整備や、これらの施設の維持管理にかかる経費です。

民生費

児童、高齢者、心身障害者などの社会福祉施設の管理運営や生活保護などにかかる経費です。

予備費

緊急に支出を必要とする場合に備えて用意している経費です。

消防費

火災、風水害、地震等の災害から市民を守るための経費です。

衛生費

医療、公衆衛生費、ごみなどの一般廃棄物の収集運搬処理などにかかる経費です。

※市民1人当たりの金額は、平成26年度歳出予算額を平成26年4月1日現在の人口130,751人で割って算出しています。

教育費

学校教育、社会教育などの教育行政(学校の建設・管理、生涯学習、文化財保護など)にかかる経費です。

労働費

労働者の福祉向上や就労支援などにかかる経費です。

家計簿にたとえてみると…

家庭と市役所ではお金の使い道が違うので単純に比べられません。例えば戸田市の予算を年収480万円の家計(月収40万円)にたとえてみるとこうなります。

家庭の収支



収入 (月)

給料	21万6,000円
パート収入	1万円
預金の取り崩し	1万9,000円
その他臨時収入	9万円
借金	4万3,000円
前月からの繰越	2万2,000円
合計	40万円

支出

食費	5万7,000円
医療費・保育料	10万円
光熱水費や衣料に	7万3,000円
家の増築、修理、家財購入	6万8,000円
住宅ローン返済	1万8,000円
子どもへの仕送り	7万9,000円
貯金・貸付金	5,000円
合計	40万円

戸田市の予算



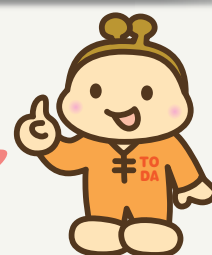
収入 (年)

市税	270億1,067万円
使用料・手数料・諸収入など	11億9,240万円
基金繰入金	23億7,404万円
国・県支出金など	112億2,003万円
市債	54億2,290万円
繰越金	27億7,996万円
合計	500億円

支出

人件費	71億1,645万円
扶助費	125億5,281万円
物件費	90億7,823万円
投資的経費・維持補修費	85億2,842万円
公債費	22億6,924万円
繰出金・補助費など	98億5,467万円
積立金・貸付金	6億0,018万円
合計	500億円

支出では医療費や保育料、光熱水費や子どもへの仕送りなど、節約が難しい経費が多くの割合を占めています。

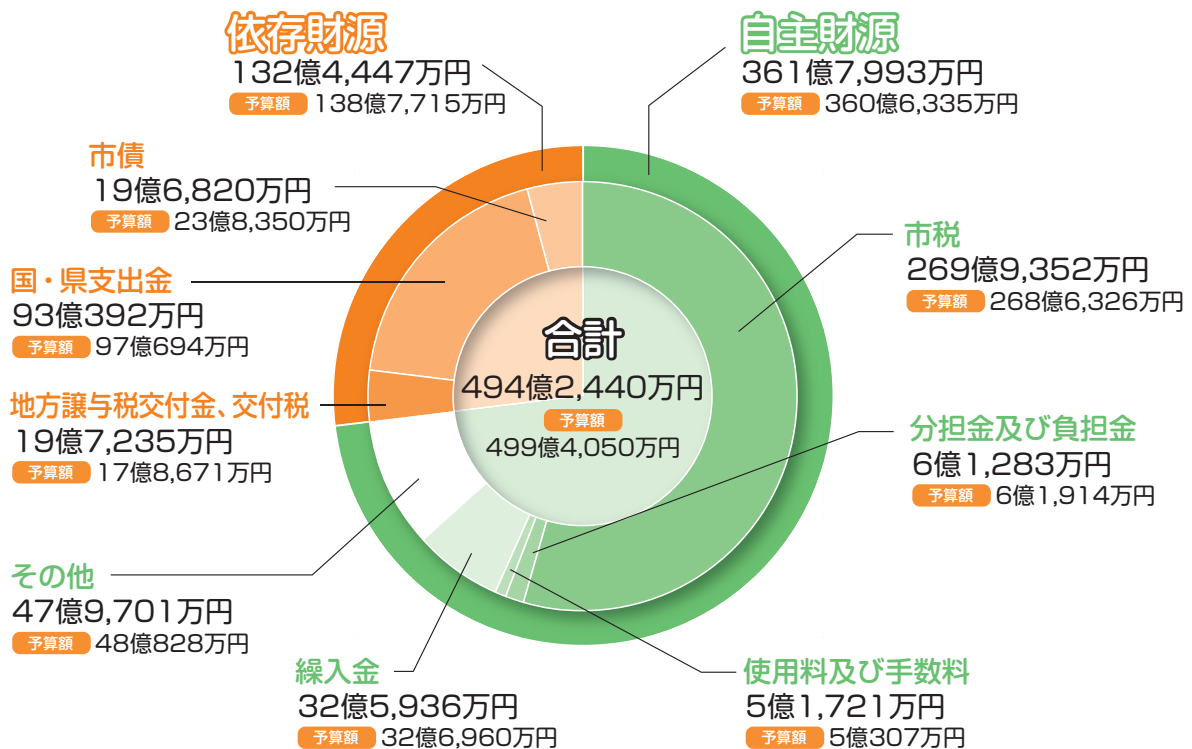


③ 決算をみてみよう ～平成25年度決算～

「予算」をきちんと予定通り使ったか確認することが決算だったね。一番大きな一般会計のお財布で平成25年度の決算をチェックしてみよう。



● 一般会計 平成25年度歳入決算



依存財源

市債
銀行などからの借入れ(借金)です。

国・県支出金
国・県から市が特定の事業を実施するための負担・補助として交付されます。

地方譲与税、交付金、交付税
市民の皆様が国や県に納めた税金の一部です。使い道は自由です。

自主財源

繰入金
各種基金(貯金・運用金)を取り崩してお金を使います。

その他
寄付金、不動産の売り払いなどの財産収入、諸収入、前年度からの繰越金です。

市税
市民の皆様から戸田市に納めていただいた税金です。

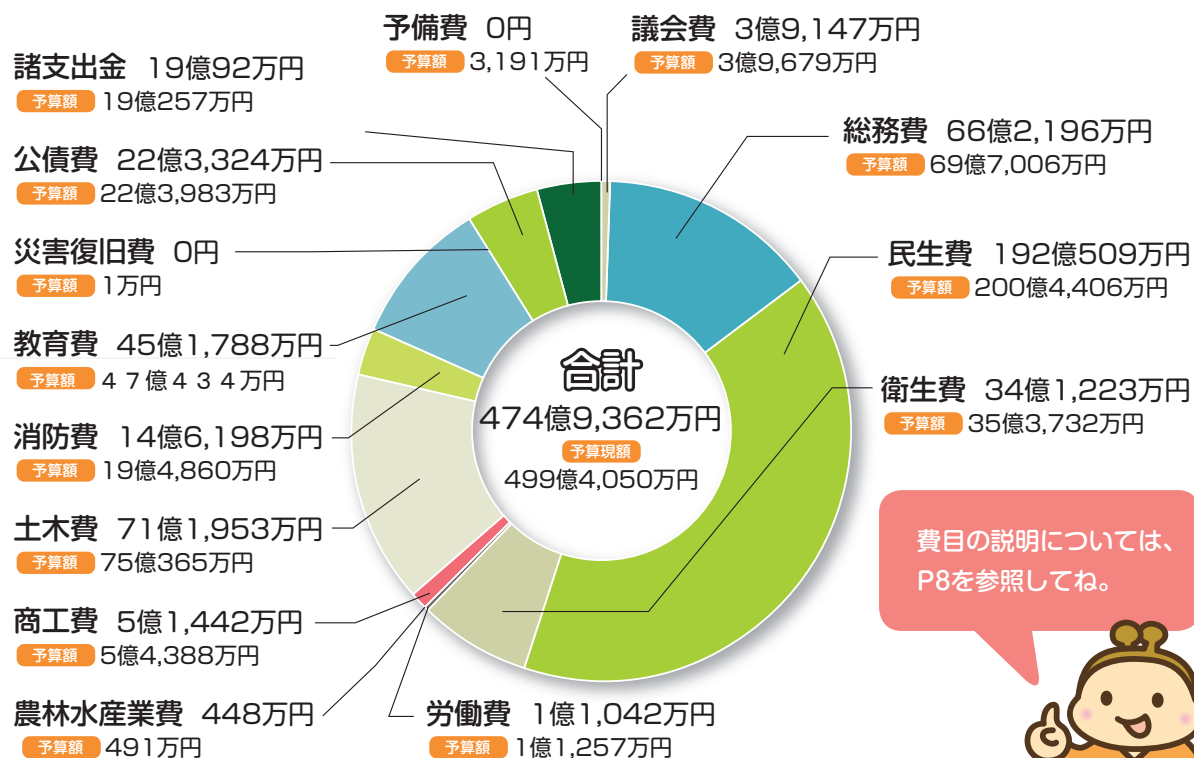
分担金及び負担金
事業にかかる経費の一部を受益の程度に応じて利用者に負担していただいているお金です。

使用料及び手数料
市の施設の利用や証明書を発行する際にいただいているお金です。

収入はほぼ予定通りですね。収入のうち、自主財源は約73%を占めます。自主財源の比率が高いほど、安定的だと言えます。今度は支出(お金の使い道)を確認してみましょう。



● 一般会計 平成25年度歳出決算



費目の説明については、P8を参照してね。



Pick Up!

東日本大震災の教訓から、戸田市では防災に力を入れています。

災害から市民を守るため、防災体制を強化し、安全で安心して暮らせる災害に強いまちの実現を目指しています。

平成26年から平成35年までの10年間、個人市民税均等割に加算される500円は、防災のための施策に要する費用の財源となります。

平成25年度実施の防災関係事業費

- 戸田市ハザードマップの改訂、液状化予測情報システムの構築
- 防災備蓄品の整備、非常用災害井戸の修繕、整備
- 地域防災力の担い手となる防災士育成のための防災士育成補助金
- 消防団にデジタル簡易無線、救命胴衣の配備
- 耐震性防火貯水槽の設置



平成25年度に行われた主な事業

文化会館5階改修事業

9,128万円

戸田市が所蔵する絵画を展示するアートギャラリーや、音楽、演劇などの発表・練習の場としての機能を備えた多目的ルームを整備しました。



多目的ルーム
アートギャラリー



和室

医療情報システム構築事業

2,468万円

医療用画像管理(PACS)システム、電子カルテシステム、看護支援システム等を統合した医療情報システムを導入しました。質の高い安全な医療の提供や、利用者サービスの向上に役立っています。



北戸田駅東1街区市街地再開発事業

6億6,720万円

平成23年から北戸田駅周辺の施設等を整備している市街地再開発組合に対して、工事費等の一部を補助しました。



みんなで活力
のあるまちに
したいね！



水路環境改善事業

4,276万円

老朽化した水路の防護柵の取り換えを行い、安全で快適な水路環境を整えました。



菖蒲川上流水路防護柵

新曽南コミュニティ施設設置事業

3億3,679万円

旧法務局戸田出張所跡地の建物の1・2階部分を整備し、「新曽南多世代交流館」（愛称：さくらパル）として開館しました。「子育て支援・高齢者の健康・市民交流の推進」をコンセプトに、幅広い世代の皆様にご利用いただける施設です。



外観



プレイルーム



音楽練習室

赤ちゃんの駅や
音楽練習室も
あるんだよ！



建物を再利用しているんだね！



歩行者自転車道路整備事業 3,670万円

歩行者・自転車・自動車の3者それぞれの安全性と快適性を確保するため、歩道・自転車レーン・車道の整備を行いました。



戸田公園駅前トイレ改修事業 2,657万円

設置後25年が経過し、老朽化した戸田公園駅前の公衆トイレを改修しました。

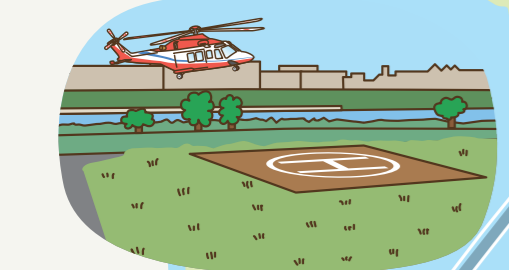
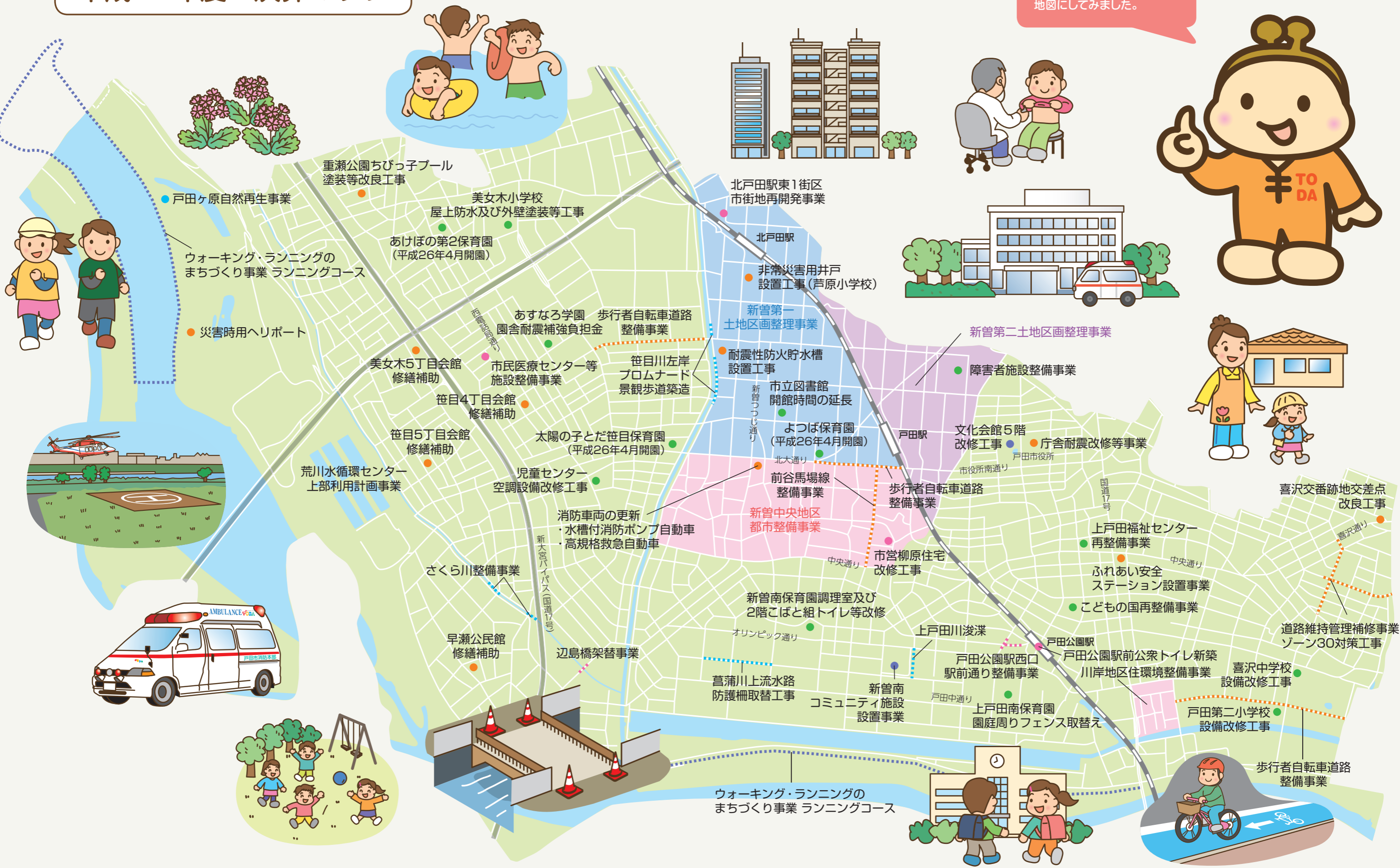


次のページでは平成
25年度に行った事業
を地図にしてみました。



平成25年度 決算マップ

平成25年度に行った事業を
地図にしてみました。



④ 戸田市のこれからはどうなるの？ ～「中期財政計画」による将来の見通し～

戸田市では、「中期財政計画」という、この先5年間の財政収支を見通す計画を毎年作っています。これによって、財政が今後どうなるのかを分析し、健全な財政運営を維持するためにはどうすればよいのかを考えています。平成31年度までで、戸田市の財政はどのようになるのでしょうか。経常的経費を中心に見てみましょう。

経常的経費とは…

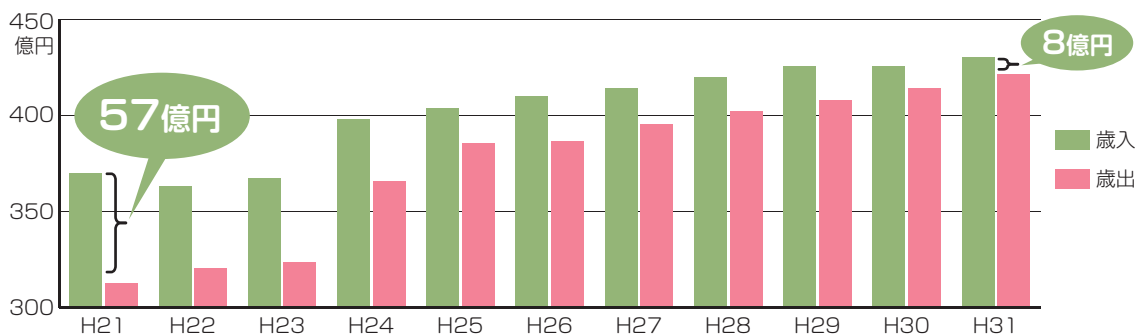
毎年度連続して、固定的に支出される経費です。社会保障関連経費、市債(借金)の返済、人件費等があります。

家計に例えれば、家賃、食費、光熱水費、家や車のローン等にあたります。



経常的経費の推移(見込)

経常的経費(歳出)と、市税等の経常的な収入(歳入)の予算額の推移は以下ようになります。なお、平成26年度までは実績値、平成27年度以降は予測値を表示しています。



グラフの、歳入と歳出の差額の部分に注目してみてください。この差額の部分に、新規事業、公共施設や都市基盤の整備等の「臨時・政策的経費」に回せるお金になります。

経常的な歳入と歳出の差は、社会保障関連経費の増加に伴い、年々縮まっています。平成21年度では歳入歳出の差が約57億円あったのが、平成26年度には約23億円となり、平成31年度では約8億円にまで減ってしまう見込みです。

Column

戸田市の健全化判断比率

健全化判断比率とは 地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、以下の4つの財政指標を「健全化判断比率」として定めています。

指標	説明	財政再生基準	早期健全化基準	戸田市25年度決算
実質赤字比率	財政規模に対する一般会計などの赤字の割合 (戸田市は黒字のためマイナス表示)	20%	11.99%	黒字 -7.54%
連結実質赤字比率	財政規模に対する全会計の赤字の割合 (戸田市は黒字のためマイナス表示)	30%	16.99%	黒字 -15.18%
実質公債費比率	財政規模に対する1年間に支払った借入金返済額などの割合	35%	25%	3.8%
将来負担比率	財政規模に対する将来市が負担する見込みの債務残高の割合	—	350%	44.7%

臨時・政策的経費とは…

公共施設の建設・改修、都市基盤整備、システム開発等がこれにあたります。

家計に例えれば、毎月の給料から家賃や光熱水費等を差し引いた残りのお金だね。



Q どうして、使えるお金がこんなに減ってしまうの？

A 主な原因には、以下のようなものがあります。

① 扶助費の増加

扶助費とは、生活保護費や子ども医療費や保育園にかかるお金のよう、社会保障制度の一環として児童、高齢者、障害者、生活困窮者等に対して行う支援に要する経費のことです。社会状況の変化や景気の低迷等により、近年右肩上がりに増加しています。

② 特別会計への繰出金の増加

特別会計は、本来は一般会計から独立して収支を成り立たせるものですが、事情によっては一般会計からお金を入れる場合があります。国民健康保険特別会計への繰出金は近年大幅に増加しており、平成26年度予算は平成20年度決算と比較して10億円の増加となっています。

③ 地方法人税の創設による市税収入の減

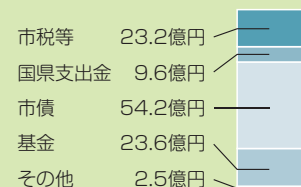
平成26年10月1日より、「地方法人税」という国税が新たに創設されました。地方税である法人住民税の一部が国税に変更されることになり、戸田市では収入が4億円減少すると試算されています。(詳しくは22ページをご覧ください。)

Q お金が足りない場合はどうするの？

A 市債(借金)や基金(貯金)の取崩しによって賄います。

平成26年度当初予算を例にあげると、臨時・政策的経費は約113億円です。それに対して、経常経費を差し引きした余剰は約23億円しかありません。国や県からの補助金等その他の収入を合わせても、市債を約54億円借入れ、基金を約24億円取り崩すことになっています。

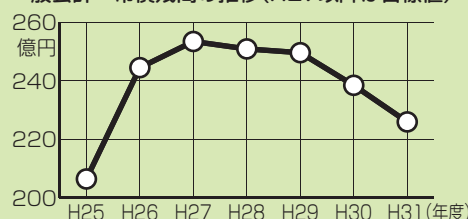
平成26年度臨時・政策的経費
約113.1億円の財源内訳



Q 借金はこれから増えていくのかな？

A 平成26年度末で、一般会計の借金の残高は約246億円になると見込まれます。大型の公共施設整備が平成27年度まで続き、それに伴い借金の残高や返済額は増加します。その後については、公共施設を計画的に改修することで、残高を抑制していきます。

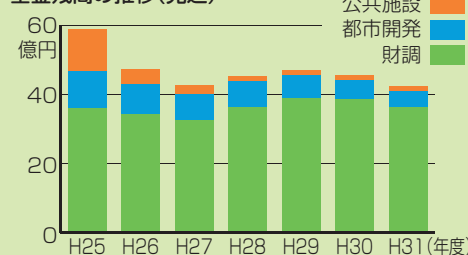
一般会計 市債残高の推移(H27以降は目標値)



Q 貯金の残高は大丈夫なの？

A 基金(貯金)の残高は、主要な3基金(財政調整基金、都市開発基金、公共施設等整備基金)の合計で40億円台は確保できる見込みです。しかし、戸田市の財政規模からすると、災害の発生等、予期せぬ財政負担に備えて、基金残高をさらに確保していく必要があることから、計画的な財政運営を進めていきます。

基金残高の推移(見込)

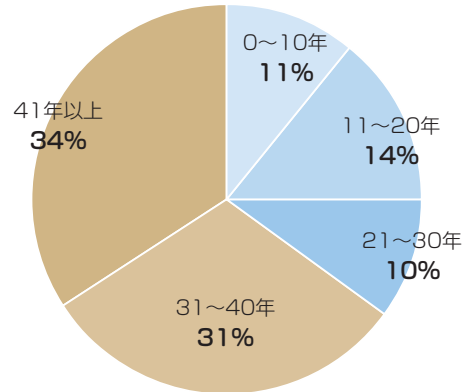


～公共施設再編方針&公共施設中長期保全計画～

市内にある公共施設の多くは昭和40年代から50年代に建設されています。公共施設の約3分の2が築30年を越え、老朽化が進んでおり、その維持管理にかかる費用は大きな財政負担になると考えられます。

施設を安全に利用するためには、建て替えや大規模な改修が必要ですが、それには莫大なコストがかかります。そこで、市では、今後の中長期的な財政状況を考慮した公共施設ファシリティマネジメントの推進に取り組んでいます。

● 築年数別公共施設の割合



Q 公共施設ファシリティマネジメントって?

A 公共施設を経営的な視点(コスト最小、効果最大)に基づき、管理・運営することです。

公共施設の維持・運営・更新のためのコストは今後30年間で約3,000億円(年平均100億円)かかると試算されています。そして、30年間で施設建て替えのための財源が約138億円不足することが見込まれ、その場合施設の約20%は建て替えできないことになります。

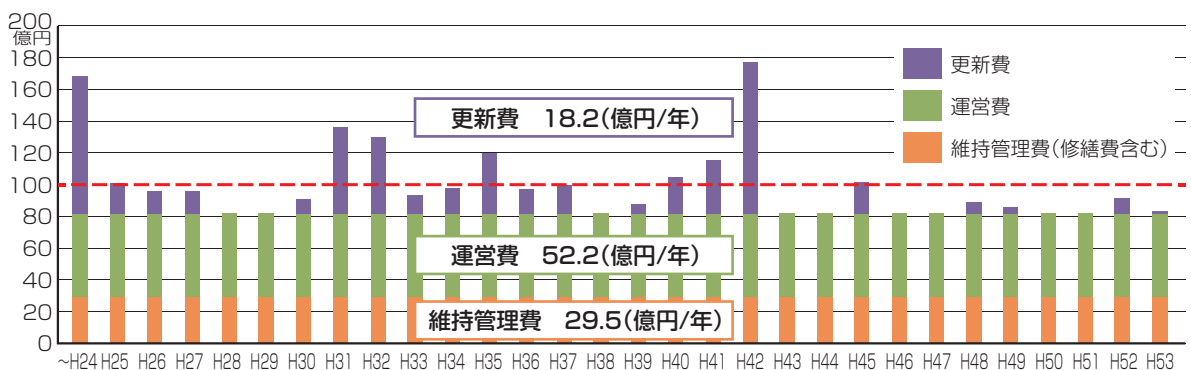
この問題の解決に向けて、戸田市では「公共施設再編方針」と「公共施設中長期保全計画」を策定しました。

● 将来経費(今後30年間の概算値)

	平成24～53年度	年度平均
維持管理費	886億円	29.5億円
運営費	1,565億円	52.2億円
更新費	547億円	18.2億円
将来経費(合計)	2,998億円	99.9億円

この金額は、市の歳出額の約22%に相当。

● 施設の維持・運営及び将来更新費の見通し(平成24～53年度)



公共施設再編方針

公共施設のあり方について、6つの「基本方針」と、施設種別ごとの「施設種別再編方針」を定めたもの。

基本方針 施設に係る全体的な方針

1 施設の有効活用

- 原則新たな施設をつくらない。
- 施設の複合利用や統廃合により、施設量を減らす。

2 施設の効率的な維持管理・運営

- 民間活力を導入する。
- 受益者負担の適正化を図る

3 市民の安全性の確保

- 市民利用施設などの老朽化対策を実施する。
- 防災上重要な施設など、老朽化対策の優先度を設定する。

4 サービスの効率化と質の向上

- 稼働率が低い市民利用施設の改善を図る。
- 他自治体との連携や民間施設の有効活用を図る。

5 環境への配慮

- 自然エネルギーの活用、省エネルギー設備などの導入を積極的に進める。

6 市民参加

- 再編方針に基づく個別事業の実施には、計画段階での市民参加を図る。

施設種別再編方針 基本方針に沿った再編を進めるため、施設種別ごとに、今後の方針を定めたもの。

公共施設中長期保全計画

安全性の確保と費用対効果に優れた対策を実施することを目的とし、長期計画(50年)、中期計画(5年)、実施計画(1年)を定めたもの。中期計画と実施計画は毎年度更新を行う。

基本方針

1 公共施設の質の確保

- 利用者が安心・快適に利用できる環境を常に確保する。

2 コストの削減

- 施設の改修を計画的・予防的に行うことで施設の長寿命化を図り、建て替え費用を削減する。

3 各年度の経費の平準化

- 一時期に極端に経費が集中することを防ぐため、優先順位を定め、適切な時期に適切な工事を実施する。

主な枠組み

1 目標耐用年数の設定

- 建物の寿命(目標耐用年数)を80年と設定する。

2 部位別の更新時期の設定

- 部位(屋根、壁、設備など)別に改修の目安時期を設定し、計画的な予防保全を実施する。

3 改修順序の優先度の決定

- 物理的、機能的、経済的、社会的の4つの観点から総合的に判断し、順序を決定する。

公共施設を計画的に改修することで、財政負担が集中しないようにするんだね。今までと同じ施設が本当に必要かどうかも考えていかないといけないね。



施設名	面積	利用状況	維持管理費	将来経費
市役所本庁舎	500㎡以上	65施設		

市役所本庁舎の施設別データ(カルテ形式)

500㎡以上の65施設について、施設概要・利用状況・維持管理費・将来経費等をカルテ形式で管理しています。



戸田市役所庁舎耐震改修で地下に設置された免震装置



写真から見る 戸田市の子育て・教育

戸田市は子育て支援に力を入れており、埼玉県内で最初に「埼玉県地域子育て応援タウン」に認定されました。

そこで子育て・教育の分野に焦点をあて、どのような取り組みを行っているのか、写真から取り組みの一部をご紹介します。

Q.
何の写真
でしょう？



A. 子育て広場

- 子育て広場は、0歳から3歳未満のお子さんとその保護者が自由に遊んでいただける施設です。
- 予約や利用料は不要です。
- 子育ての悩み相談も随時行っておりますのでアドバイザーにお声かけください。

その他にも…

一時的にお子さんを預かるサービス(要予約)を行っています。

一時預かり

保育園(一時保育)	ショートステイ、トワイライトステイ
学童保育室(一時保育)	戸田公園駅前子育てひろば

一時保育事業は、保護者の皆様の就労形態による一時的な保育需要及び疾病等による緊急時の保育需要に対応し、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。詳しくは戸田市子育て応援ブックをご覧ください。

Q.
何の写真
でしょう？

A. ブックスタート

ブックスタートは、「赤ちゃん和絵本を通して楽しい時間を分かち合うこと」を応援する運動です。

戸田市では平成14年4月、県内でもいち早くブックスタートを開始しました。毎月、福祉保健センターの4か月児健診の会場で、図書館職員が1組ずつの親子に絵本の読み聞かせを行い、絵本や参考資料を差し上げています。

その他にも…

福祉保健センターでは子育てに関する講座を実施しています。



Q.
何の写真
でしょう？



A. 英語教育

英語で思いを伝えようという意欲を育むことや、ALTと気軽に交流する機会をつくることにより、児童・生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上を図ります。

Q.
何の写真
でしょう？



A. ICT教育

市内小・中学校18校すべての普通教室や特別教室に大型テレビや実物投影機、指導用デジタル教科書などが整備されています。

パソコン教室の入れ替えでタブレット型パソコンを導入しました。プレゼンテーションソフトに写真を貼りつけてレポートを作成、発表などを行います。



Q.
何の写真
でしょう？



A. 子ども大学とだ

戸田市では、学校とは一味違った知的好奇心を刺激する学びの場として小学4年生～6年生を対象に「子ども大学とだ」を平成24年度から開校しています。

「子ども大学とだ」とは、地域の大学や市町村、企業・NPO、県が連携して、子供(原則として小学校4～6年生)の知的好奇心を刺激する学びの機会を提供します。



注目！

子育て情報リンク集
「子育てのページ」は
ぜひCHECK!

戸田市 子育て

検索

クリック!

戸田市子育て応援ブック

戸田市の子育て情報が
まとめられた冊子です。

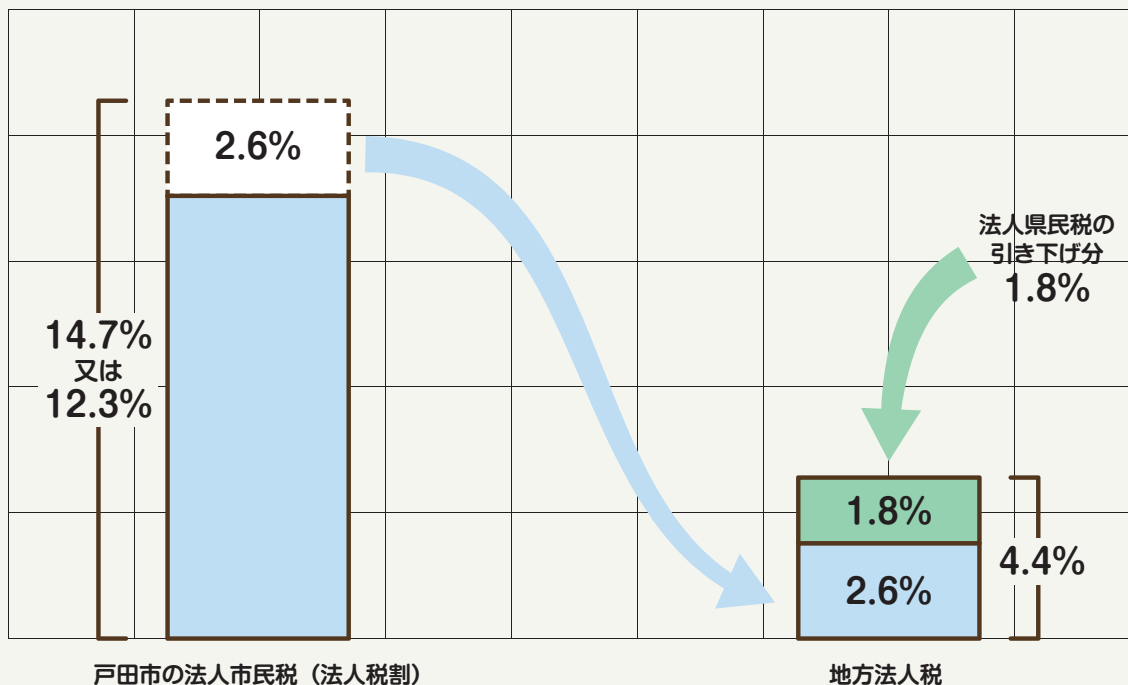


パパ・ママ応援ショップ優待カード



パパ・ママ応援ショップとは、中学3年生までの子どもまたは妊娠中の方がいる家庭に配布している「パパ・ママ応援ショップ優待カード」を協賛店で提示すると、割引などのサービスが受けられる子育て家庭への優待制度です。協賛店には、「協賛ステッカー」や「協賛ポスター」が掲示してあります。こちらを確認してください→<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/ouen/>(埼玉県HP)

平成26年10月1日より、「地方法人税」という国税が新たに創設されました。これにより、地方税である法人市民税の一部が国税に変更されることになります。



法人市民税法人税割の税率が2.6%引き下げられ、法人県民税の引き下げ分1.8%と合わせて、国税である地方法人税 (税率4.4%) が創設されました。つまり、地方税 (市や県の税金) が国税に変更されたこととなります。この地方法人税は、地域間の税源の偏りを是正し、財政力の格差を縮小するため、地方交付税の原資となります。

※この税率は、法人税額を課税標準とするものです。

Pick Up!

市職員の財政勉強会「夕焼けミーティング」を行っています

戸田市の財政状況や財政的な知識について理解を深め、今後の行政経営に活かしていくために、財政課職員が講師となって自主勉強会「夕焼けミーティング」を開催しています。平成26年度は3回の実施予定です。



Q 地方税が国税になるってどういうこと？

A 市に入るはずだった税収が、国に入ることになるため、市の収入が減ることを意味します。この地方法人税の創設で、戸田市では収入が4億円減少すると試算されています。

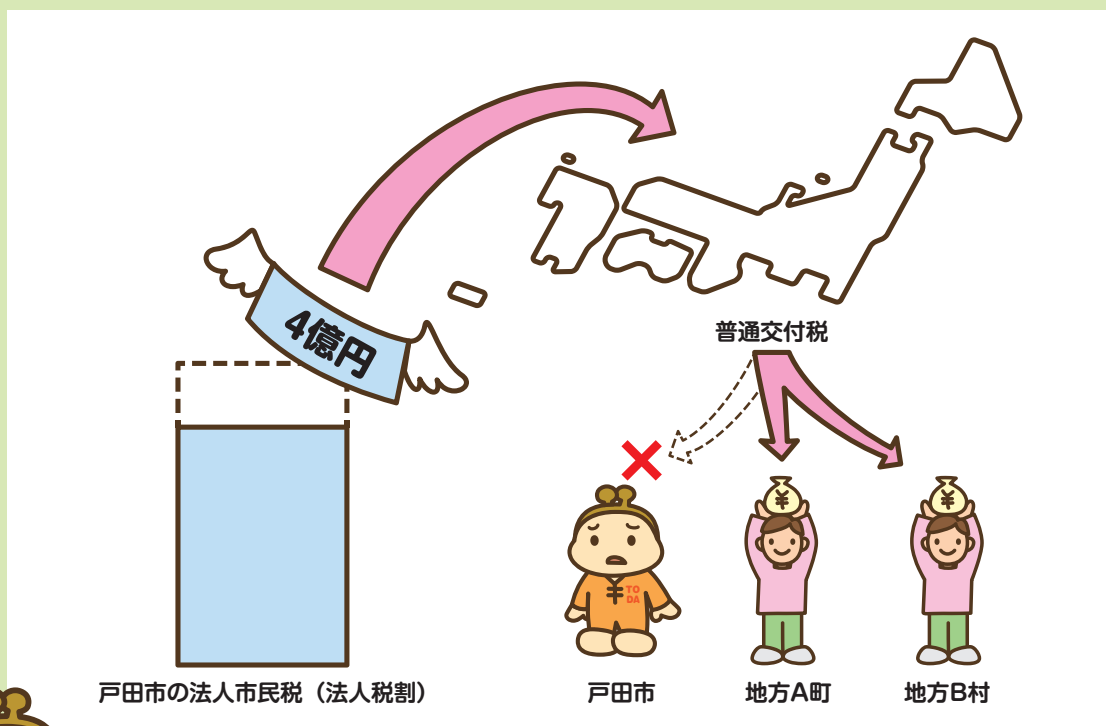
収入が4億円減ということは、支出も4億円減らさなければいけないよね。それは厳しいな～



Q 地方税が国税になったとしても、戸田市のために使われるのでしょうか？

残念ながら、地方法人税の税収は、戸田市には還元されません。

地方法人税の税収は、地方交付税として、地方自治体に交付されます。地方交付税は、地域ごとの財政的な格差を是正するため、財政力に応じて国から地方へ交付されるものです。しかし、戸田市は普通交付税の不交付団体であるため、その恩恵を受けることはなく、単に収入が減少することとなります。



これまでの事業を見直して
いかなければならないね

今後、消費税が10%に増税されると、法人住民税の減収幅がさらに拡大される見込みです。そのため、消費税増税後も、厳しい財政状況に変わりはありません。

第4章 住みよいまちづくりへの取り組み

これまで戸田市の予算、決算や財政運営に欠かせないものなどを見てきました。第4章では、市民の皆様には「住んでよかった、これからも住み続けたい」と思ってもらえるよう、戸田市がどのようにまちづくりに取り組んでいるか見ていきましょう。

現在行われている事業をみてみよう

市では、平成23年度を初年度とする10か年のまちづくり指針、「戸田市第4次総合振興計画」を策定し、市民一人ひとりに戸田市に住むことの幸せを実感できるまちづくりを進めています。そこで、今、行われている主な事業について、ご紹介します。



スマートフォン用アプリ「tocoぷり」

「tocoぷり」は、地域コミュニティをさらに活性化させ、地域の情報を共有するだけでなく、市民同士の心をつなぐアプリです。「tocoぷり」の開発に当たっては、開発段階から市民の意見を取り入れるために、公募の市民の方や市内団体から推薦された方、職員等が協力して、アプリ機能の検討会議を行いました。市民の方が主体となって検討することで、市民のニーズに合ったアプリとなっています。

スマートフォン用アプリの特長

携帯性に優れ
外出先でも
利用しやすい。

リアルタイムで
情報の受信・収集が
できる。

地図情報や写真を
利用したサービスが
提供できる。

アプリの機能

交流機能 (市民⇄市民)

例 イベントやサークルなどの
情報発信、交換

広聴機能 (市民⇒行政)

例 公園遊具破損などの
気づきや意見

広報機能 (行政⇒市民)

例 市からの情報発信
(※プッシュ通知の活用)



アプリの効果

市民同士の
つながりが強まる

市民の声を活かした
行政運営

利用者ニーズに
合わせた情報発信

危機管理広報の充実

行政の予算削減

※プッシュ通知…アプリを起動していなくても、スマートフォンに通知を送ることができる仕組みのこと。

予防接種

戸田市では、小児対象の定期予防接種(ヒブ、小児用肺炎球菌、麻しん風しん混合等)について、接種費用を市が全額助成しています。

また、高齢者対象のインフルエンザや肺炎球菌(23価)の予防接種についても、一定の助成を行っています。
※予防接種にはそれぞれ、対象年齢や接種間隔が定められており、それを過ぎると自己負担になることがあります。

予防接種スケジュール管理システム 「予防接種はやわかり」

携帯電話やパソコンでお子様の年齢を登録し、個別の予防接種スケジュールを作成するシステムです。便利な機能で子育てを応援します。

※平成26年9月30日時点で、2,444人の方が登録



いつ予防接種を受ければいいのかメールで教えてくれるから、とっても便利だわ。

大切なお子様の命や健康を感染症から守るため、適切な接種をお願いします！



福祉保健センター
健康政策担当マスコット
「ちっくりん」

ペイジー・コンビニ収納



戸田市では平成26年度から、新たに市税・国保税の「ペイジー納付」、「クレジットカード納付」を開始しました。24時間利用可能で、便利な納付手段です。

また、市税・国保税の口座振替が簡単に申し込める「ペイジー口座振替受付サービス」も導入しました。

なお、戸田市では、平成16年度からコンビニエンスストアでの納付も受け付けています。



ペイジーなら、いつでもどこでも税金が支払えます。



戸田ヶ原 自然再生事業

私たちのまち戸田には、かつて「戸田ヶ原」と呼ばれた豊かな自然があり、江戸時代には、サクラソウの名所として広く知られ、人と自然が調和した美しい環境を作り出していました。

しかし、明治時代になると、訪れる人は増え続け、大正時代の末にはサクラソウはその姿を消してしまいました。そして、開発や農地の開墾などにより、昭和22年に「戸田ヶ原」はあとかたもなく消失してしまいました。

市では、この失われてしまった風景を再生し、子どもたちに伝えていく『戸田ヶ原自然再生』を進めています。

サクラソウなど野生の草花が咲く草はらを再生する取り組み

2010年 2月

- 彩湖・道満グリーンパーク内に戸田ヶ原自然再生エリア第1号地(0.6ha)を開設
- 2月27日に戸田市民など156名が参加して、戸田市民が大事に育てていた荒川流域産のサクラソウ(600株)とトダスゲ(500株)を植栽



2011年 2月

- サクラソウ(110株)を植栽

2012年 2月

- 2月18日に戸田市民など80名が参加して、サクラソウ(700株)を植栽

2013年 2月

- 2月16日に戸田市民など110名が参加して、サクラソウ(1500株)を植栽

2014年 1月

- 1月25日に戸田市民など120名が参加して、サクラソウ(2000株)を植栽



“大地の森”荒川水循環センター上部公園

荒川水循環センター上部公園は、下水処理施設の 上部空間約5.6ヘクタールを有効利用するため、地域住民の皆さんと検討を重ねて整備計画づくりを進めました。この計画の基本コンセプトは、ランドマークとなる“大地の森”で、心身のリフレッシュと交流の空間、利用者が主役となる空間、環境との調和の3つを方針として公園の整備を進めています。

現在、約2.5ヘクタールの部分が整備され、一般開放されています。今後、残りの部分の整備を進める予定です。







**彩湖・道満グリーンパーク内に
戸田ヶ原自然再生エリア第1号地を開設し、
荒川流域産のサクラソウを植え付けて保全しています。**

○サクラソウの種子からの芽生えを初確認

サクラソウは、地下茎による栄養繁殖と種子繁殖を行います。2013年6月に、戸田ヶ原自然再生エリア第1号地のサクラソウの結実を確認しました。今回の調査で、この種子から芽生えたサクラソウの個体を確認することができました。



・ 戸田ヶ原 自然再生事業を通して  ・

消えてしまった「戸田ヶ原」を再生することを通じて、私たちの新たな心のふるさとを築いていくこと。戸田ヶ原の再生には、そんなまちづくりの願いがこめられています。



都市計画道路前谷馬場線整備事業

埼京線戸田駅へのアクセス道路として、都市計画道路前谷馬場線の整備を平成21年度から進めています。

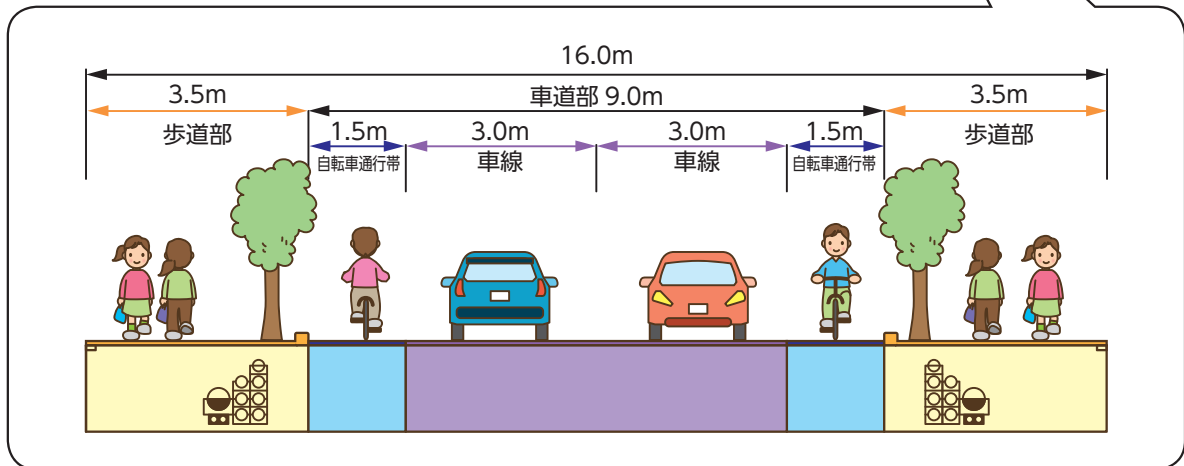
整備区間は戸田駅西口交差点から二枚橋交差点までの約520mで、平成25年度末現在、全体の約42%まで整備が進んでいます。



この区間だよ！



道路の幅が、現状は6.8m～9.6mですが、16mまで広げられます。



交通安全のため、歩道と自転車走行箇所を作るとともに、電線を地中に埋設する等、まちの玄関口として景観にも配慮した道路を整備していきます。

現在は、道路を広げるための用地取得を中心に実施しています。



整備前の様子



工事の様子



完成イメージ図

道路が広がって、安心して通れるね。
電線がなくなって、景観もきれいになるね！



おわりに

「なるほど!わかった!戸田市の財政」を最後まで読んでいただきありがとうございました。いかがだったでしょうか。

皆様に少しでも財政のことを身近に感じていただけたら幸いです。

市民の皆様からお預かりした税金をはじめとする貴重な財源を有効に活かし、幸せを実感できるまちの実現に向けて、よりよい事業を実施していきます。

戸田市財政課のホームページで中期財政計画や予算書を掲載しています。興味を持たれた方はぜひご覧ください。

「市民医療センター」のご案内

明るく利用しやすい空間で「安心」の医療を

市民医療センターは、平成26年4月に、診療棟が完成し、業務を開始しました。
ワンフロア完結型で、明るく、利用者に分かりやすい施設として生まれ変わりました。

1階

外来部門

内科 小児科 循環器内科 耳鼻咽喉科
消化器内科 神経内科 整形外科

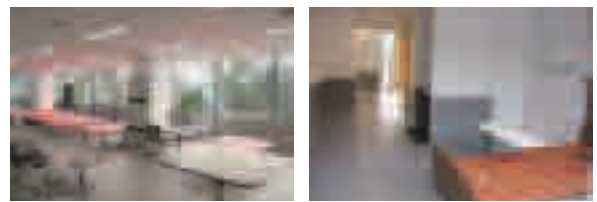


2階

入院・リハビリ部門

19床あるベッドのうち1床を新たに特別個室として設定しました。

個室の差額ベッド代は、1日につき市内居住者5,400円、市外居住者8,640円です。



※内科、小児科以外は診療科目により診療日が決まっており、一部は予約制です。詳しくはお問い合わせください。

「安心」「安全」「安定」な医療を 市民に提供していきます

- 機能的で利用者に分かりやすい、ワンフロア完結型の医療センター
- 市内唯一の公的医療機関として、地域住民のニーズに応える医療を提供
- 高齢者の救急患者の受け入れを実施
- 災害時の医療拠点として、市民が安心して暮らせるまちづくりに貢献



市民医療センター

所在地 戸田市美女木4-20-1
電話 048-421-4114

交通機関	国際興業バス 西川口-北戸田線 医療保健センター下車 コミュニティバス(美笹循環) 市民医療センター下車
受付時間	月曜日 午前8時30分～11時30分、午後2時～5時
	火曜～金曜日 午前8時30分～11時30分、午後1時30分～5時
	土曜日 午前8時30分～11時30分、午後1時30分～4時
予防接種	月曜・水曜・金曜日 午後2時～5時
休診	日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
駐車場	北側 ろうけん戸田前、南側 柳坪公園(臨時)
駐輪場	ろうけん戸田敷地内

現在、併設している介護老人保健施設(ろうけん戸田)の増改築工事を実施し、引き続き施設整備を進めていきます。



発行 ● 戸田市役所 財政課
平成26年12月

住所 ● 〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1-18-1
電話 ● 048-441-1800 (内線415)

戸田市受益者負担の見直し方針の見直しに係る懇話会要綱

平成27年9月25日市長決裁

（設置）

第1条 戸田市受益者負担の見直し方針（平成19年2月策定）の見直しを行うに当たり、市民等から幅広く意見を聴くため、戸田市受益者負担の見直し方針の見直しに係る懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

（懇話事項）

第2条 懇話会は、戸田市受益者負担の見直し方針の見直しについて検討し、市長に助言等を行う。

（組織）

第3条 懇話会は、構成員10人以内をもって組織する。

2 構成員は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼し、又は任命する。

- (1) 市民
- (2) 市議会議員
- (3) 市職員

（座長及び副座長）

第4条 懇話会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は構成員の互選によるものとし、副座長は座長が指名するものとする。
- 3 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集し、その主宰となる。

- 2 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し会議への出席又は資料の提出を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（守秘義務）

第6条 構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

（庶務）

第7条 懇話会の庶務は、総務部経営企画課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月25日から施行する。

第1回戸田市受益者負担の見直し方針
の見直しに係る懇話会
平成27年11月20日（金）
参 考 資 料 2

戸田市受益者負担の見直し方針の見直しに係る懇話会 委員一覧

(敬称略)

No	区分	属性	氏名	
1	市民委員	市民公募	石川 浩乃	いしかわ ひろの
2	市民委員	市民公募	河合 悦治	かあい えつはる
3	市民委員	市民公募	金子 善典	かねこ よしのり
4	市民委員	市民公募	星山 孝子	ほしやま たかこ
5	市民委員	企業経営者	石田 万友実	いしだ まゆみ
6	市議会議員委員	戸田市議会	遠藤 英樹	えんどう ひでき
7	市議会議員委員	戸田市議会	手塚 静枝	てづか しずえ
8	市職員委員	財務部次長	山上 睦只	やまかみ ちかし
9	市職員委員	市民生活部次長	安部 孝良	あべ たかよし
10	市職員委員	福祉部次長	吉野 博司	よしの ひろし
※	アドバイザー	東洋大学 経営学部 教授	石井 晴夫	いしい はるお

○1時間・1㎡当たりの原価×貸出面積から使用料を算定する方式

■適用：会議室等のように、ある一定の部屋（区画）を貸切で使用する場合

$$1 \text{ 時間} \cdot 1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの原価} = \frac{\text{施設の管理運営に係る経費}}{\text{延床面積} \times \text{年間利用可能時間}^{\ast 1}}$$

※1 年間利用可能時間 = 年間利用可能日数 × 1日当たりの利用可能時間

【例】会議室101を1時間使用する場合の使用料

	会議室 101	会議室 102	トイレ等 共用部分	事務所	延床面積
面積 (㎡)	150	350	300	200	1,000

- ・施設の管理運営に係る経費 50,000,000円
- ・年間開館時間 3,400時間（10時間/日×340日）
- ・貸出面積 150㎡
- ・受益者負担割合 60%

⇒1㎡当たりの年間原価 50,000,000円÷1,000（㎡） = 50,000円

⇒1㎡当たりの時間原価 50,000円÷3,400（時間） = 14.7円

⇒1室1時間当たりの原価 14.7円 × 150（㎡） = 2,205円

⇒1室1時間当たりの使用料 2,205円 × 60% = 1,320円

（10円未満切り捨て）

○1人当たりの原価から算定する方式

■適用：プールやトレーニング室のように、ある一定の部屋（区画）を不特定多数の個人が同時に利用するような施設

1人当たりの原価＝	$\frac{\text{施設の管理運営に係る経費}}{\text{年間利用者数}^{※2}}$
-----------	--

※2 年間利用者数については、利用可能な人数を基に算定した場合と実績を基に算定した場合とでは大きな乖離が生じる可能性があるため、適正な稼働率を考慮する必要がある。

【例】プールを利用する場合の使用料

	プール	トイレ等 共用部分	事務所等	延床面積
面積 (㎡)	1,500	500	500	2,500

- ・施設の管理運営に係る経費 100,000,000円
- ・年間利用者数 100,000人
- ※年間利用者補正（適正な稼働率を考慮した試算） 250,000人
- ・受益者負担割合 100%

⇒1人当たりの原価 100,000,000円 ÷ 100,000（人）＝ 1,000円

（予定者数 100,000,000円 ÷ 250,000（人）＝ 400円）

⇒1人当たりの使用料 1,000円 × 100% ＝ 1,000円

（予定者数 400円 × 100% ＝ 400円）

※ 予定者数を採用する場合には、必ず算定根拠を明確にすること



戸田市の財政状況について、テーマを決めて隔月連載で分かりやすく解説します。

戸田市の財政を考える

市の財政は、伸び悩む市税収入や社会保障費の増加、公共施設の老朽化への対応など、大変厳しい状況にあります。戸田市の将来を一緒に考えていきましょう。

問い合わせ▶財政課(内線415)

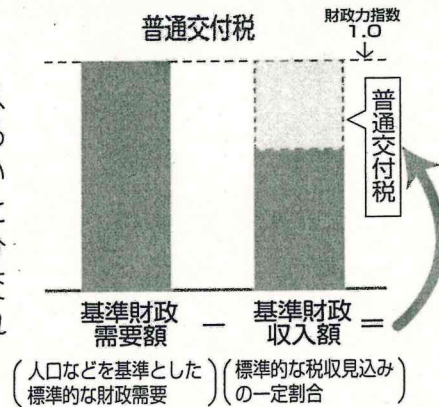
戸田市の財政指標は、
「財政力指数」全国8位、
「市民1人当たりの市税」全国19位だけど
「市民1人当たりの市税」に
「地方交付税」を足すと、全国456位になってしまうんだね。
(H25年度決算、790市対象)



第3回目 今月のテーマは「地方交付税」です

「地方交付税」とは？

全国どこに住んでいる人も一定水準の行政サービスが受けられるように、国から地方自治体に配られているお金が「地方交付税」です。これによって、税収の少ない自治体でも一定水準のサービスが受けられ、地域ごとの格差を軽減しています。この地方交付税の内、大部分を占める「普通交付税」は、全国の9割以上の自治体で交付されていますが、戸田市では昭和58年から交付されていません。



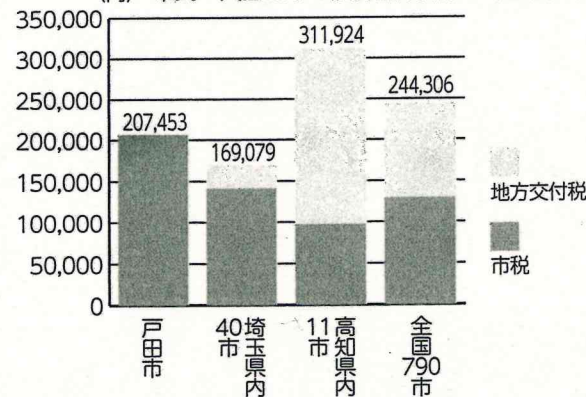
「不交付団体って余裕があるの？」

戸田市は普通交付税が交付されていない不交付団体ですが、本当に財政的に余裕があるのでしょうか。

市民1人当たりの税金収入を比較すると、市税だけなら高い戸田市ですが、市税に地方交付税を加えると、逆転現象が起きることもあります(グラフ参照)。つまり、戸田市は、市民1人当たりを使うことのできるお金が、地方交付税の影響を考慮すると、他市より必ずしも多くないことを意味しています。

このように地方自治体の財政を考えると、自治体にとって地方交付税の影響はとても大きいものです。一つの視点として、市税だけでなく、地方交付税を加えた収入を考慮することも重要です。戸田市は、「不交付団体だから余裕がある」ということではなく、厳しい状況にあるのが現実です。さまざまな状況を踏まえて、これからも健全な財政運営に努めていきます。

(円) 市民一人当たりの決算額(平成25年度決算)



TODAY'S TODA

(1) 財政指標から見る市財政の現状

財政指標とは、その地方公共団体の財政運営が健全かどうかを表す指数で、ここでは主要な財政指標である、財政力指数・経常収支比率・実質収支比率について説明します。

これらの数値は、普通会計（注1）【P4参照。以後「注」は全てP4に掲載】に基づき積算されます。

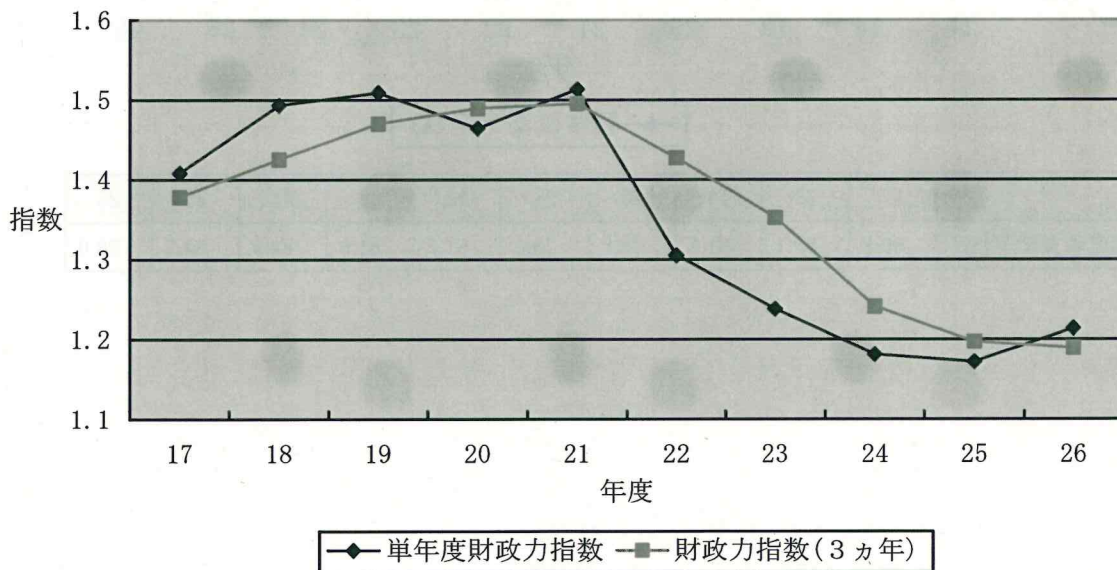
財政力指数

財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指標です。標準的な行政活動を行う財源をどのくらい自力で調達できるかを示した指標です。通常、過去3カ年の平均をいいます。

また、原則として、単年度で「1」以上の市町村には、普通交付税は交付されません。本市の場合は、昭和58年以降、市税の増加により普通交付税が不交付となっています。

$$\text{財政力指数} = \left(\frac{\text{N-2年前の基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} + \frac{\text{N-1年前の基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} + \frac{\text{N年の基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \right) \times 1/3$$

財政力指数



	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
単年度財政力指数	1.408	1.493	1.509	1.464	1.513	1.305	1.238	1.181	1.172	1.214
財政力指数(3カ年)	1.378	1.425	1.470	1.489	1.495	1.427	1.352	1.241	1.197	1.189

経常収支比率

経常収支比率とは、財政構造の弾力性を判断するための比率で、人件費・扶助費・公債費等の経常経費に、地方税・地方交付税・地方譲与税などの経常一般財源（注2）や減税補てん債（注3）及び臨時財政対策債（注4）が、どの程度充当されているかを見る指標です。

この数値が低いほど、財政構造に弾力があることとなります。（現在は、80%を超える自治体が増えてきております。）

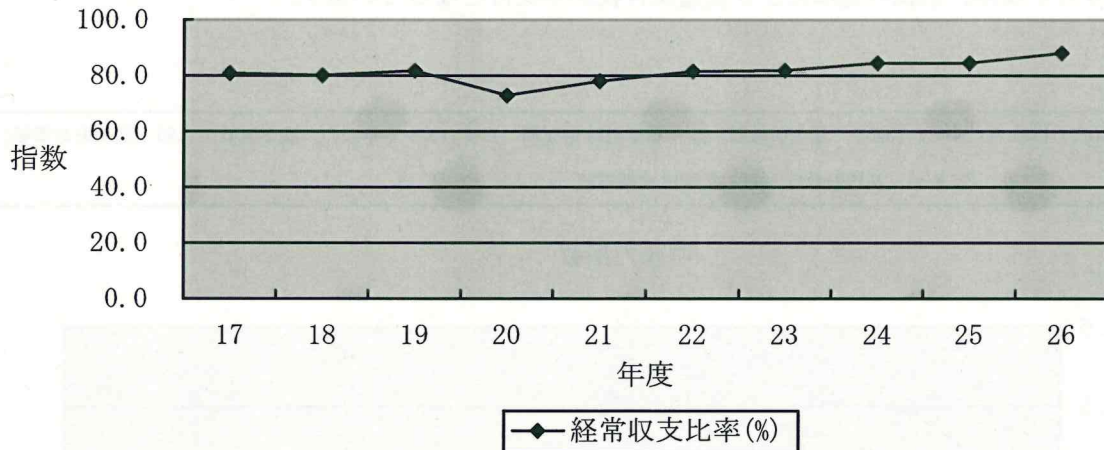
また80%を超えると、普通建設事業等の臨時的な経費に充てることが難しくなることから、財政構造の弾力性が失われつつあるとされています。

本市の平成26年度の経常収支比率は88.0%となり、平成22年度から80%を超えています。

経常収支比率が増加傾向にある要因としては、社会保障関連経費である扶助費等の増加が主な要因です。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常的経費に充当した一般財源等}}{\text{（経常一般財源等総額+減税補てん債及び臨時財政対策債）}} \times 100$$

経常収支比率



	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
経常収支比率(%)	80.8	80.1	81.7	72.8	78.0	81.5	81.8	84.5	84.5	88.0

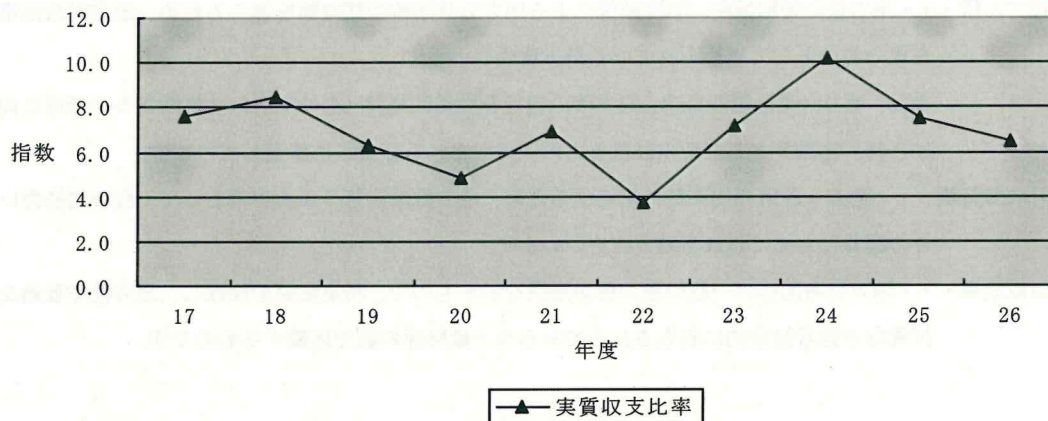
実質収支比率

実質収支とは、歳入歳出の差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した決算額をいいます。実質収支は、地方公共団体の財政運営の良否を判断する重要なポイントですが、地方公共団体は営利を目的として存在するものではないので、実質収支において黒字の額が多いほど良いというものでもありません。

実質収支比率とは、標準財政規模（注5）に対する実質収支の割合です。

$$\text{実質収支比率} = (\text{実質収支} \div \text{標準財政規模}) \times 100$$

実質収支比率



	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
実質収支比率	7.6	8.5	6.3	4.8	6.9	3.7	7.2	10.2	7.5	6.5

補足説明

- (注1) 普通会計・・・普通会計とは、個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっている等のため、財政比較や統一的な掌握が困難なことから、統計上統一的に用いられる会計区分です。
国民健康保険特別会計や介護保険特別会計等を除き、一般会計や新曽第一土地区画整理事業特別会計等を合算します。
これによって、地方公共団体の比較が容易にできるようになります。
- (注2) 経常一般財源・・・毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その使途が特定されず自由に使うことのできる収入をいいます。
具体的には、法定普通税、地方譲与税、地方特例交付金、利子割交付金等です。
- (注3) 減税補てん債・・・地方税の特別減税、制度減税による地方公共団体の減収額を埋めるため、地方財政法第5条の特例として認められている地方債をいいます。
なお、地方財政法第5条は、地方債の発行を投資的経費（その支出の効果面資本の形成に向けられ、施設等として将来に残るものに支出される経費）に限定しています。
- (注4) 臨時財政対策債・・・地方一般財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として、投資的経費以外の経費にも充てられる地方債をいいます。
- (注5) 標準財政規模・・・地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、特定財源を控除し、地方税や普通交付税など通常経常的に収入されるであろう一般財源の額で比較するものです。

(2) 歳入・歳出から見る市財政の現状

1. 歳入の状況

(1) 歳入状況の主な特徴

歳入の推移を見ると、主な歳入である市税については、安定した固定資産税収入を背景に年々増加していました。平成21年度は減少に転じましたが、平成23年度より再び増加傾向となりました。（「(2) 市税の状況」を参照）

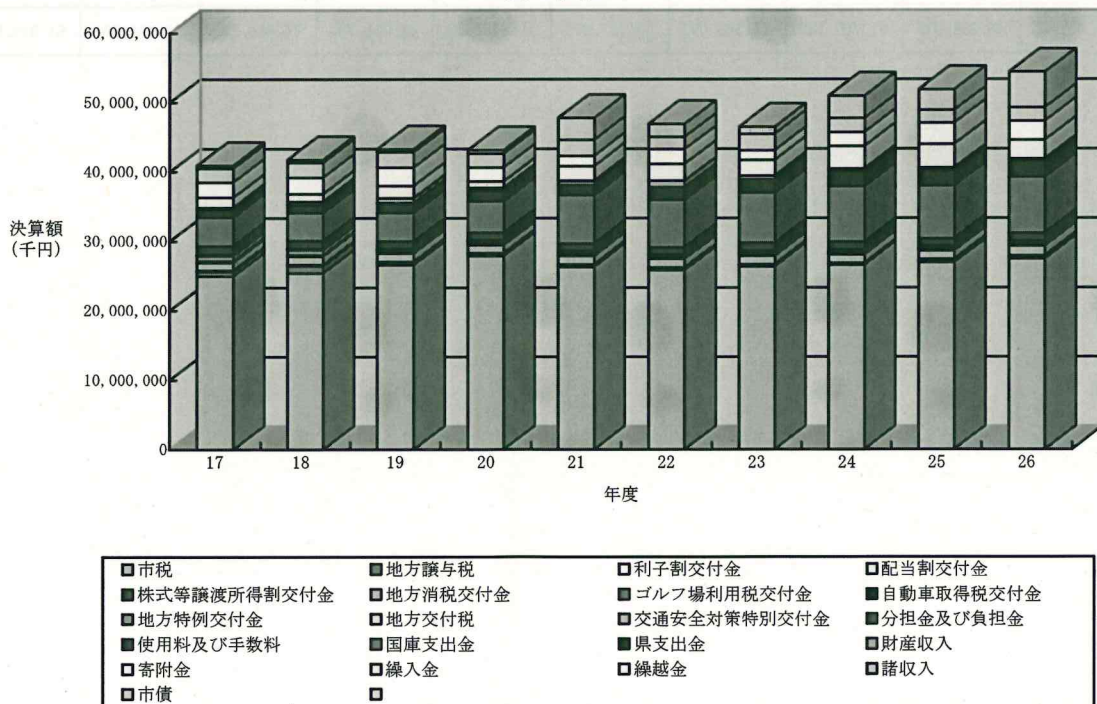
また、東日本大震災の影響を受けたものとして、自動車取得税交付金については、自動車登録台数が減少したことにより、平成23年度については、交付金額が減少となりましたが、平成24年度は例年並に回復しましたが、平成26年は消費税8%への増税に伴い、税率が引き下げられたことにより減少しております。

諸収入については、戸田競艇組合からの収益事業収入が平成22年度は東日本大震災の影響を受け大きく減少しました。平成23年度は例年並となったものの、平成26年度は昨年度と比較し減少しております。（「(3) 収益事業の状況」を参照）

市債については実施事業により毎年度異なりますが、平成26年度は、主な事業として庁舎耐震改修工事、こどもの国再整備等で、全体で約5億7千万円の市債を借り入れました。

近年の傾向として、財源不足を補うため、基金からの繰入金が増加していることが特徴として挙げられます。

歳入状況



*普通会計決算による

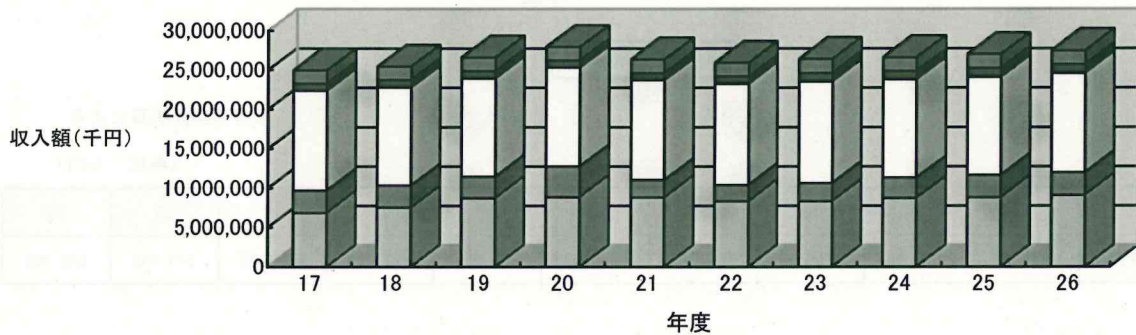
(単位：千円)

	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
市税	24,990,803	25,430,379	26,606,878	27,941,802	26,352,637	25,910,379	26,379,660	26,608,994	26,993,521	27,489,760
地方譲与税	649,315	1,032,749	276,399	265,207	248,127	240,655	234,121	218,662	208,151	197,391
利子割交付金	87,631	60,008	84,969	83,648	68,004	60,873	48,231	43,317	39,796	35,620
配当割交付金	47,404	71,865	88,854	33,018	25,934	32,728	37,171	43,854	84,653	162,167
株式等譲渡所得割交付金	72,920	59,403	50,275	11,411	13,902	11,019	9,383	12,748	139,414	99,511
地方消費税交付金	1,119,459	1,199,514	1,204,519	1,149,265	1,226,249	1,224,144	1,197,859	1,200,211	1,189,983	1,403,776
ゴルフ場利用税交付金	7,035	7,049	7,356	7,500	7,943	7,193	6,948	7,085	7,149	6,895
自動車取得税交付金	221,549	236,707	204,376	184,246	107,744	92,894	53,772	95,085	82,506	38,508
地方特例交付金	759,850	699,634	166,724	342,743	315,643	237,513	309,402	147,447	153,711	147,655
地方交付税	64,009	48,007	57,660	46,023	46,569	38,723	103,082	86,436	45,101	45,258
交通安全対策特別交付金	25,203	27,290	27,131	23,628	23,137	21,578	22,240	23,265	21,888	18,901
分担金及び負担金	133,284	155,594	170,533	189,356	235,922	251,196	309,201	349,690	391,932	437,914
使用料及び手数料	1,203,804	1,119,709	1,080,482	1,057,960	1,037,042	1,066,714	1,086,754	1,115,533	1,100,335	1,105,285
国庫支出金	4,148,449	3,985,226	4,098,827	4,503,642	6,976,601	6,832,467	7,176,098	7,976,072	7,556,665	8,065,845
県支出金	1,062,525	1,176,099	1,445,932	1,445,649	1,452,981	1,787,708	1,969,048	2,176,565	2,261,742	2,418,824
財産収入	279,104	462,902	684,088	482,276	609,934	954,911	498,586	371,218	300,121	265,306
寄附金	25,042	631	25,985	1,703	1,139	3,168	1,614	1,779	1,808	2,299
繰入金	1,446,297	1,079,242	1,737,822	914,290	2,121,448	2,396,546	2,265,870	3,237,485	3,422,821	2,671,794
繰越金	2,206,101	2,371,707	2,640,151	1,979,366	1,462,958	2,131,967	1,447,173	2,025,787	3,046,082	2,720,794
諸収入	1,977,889	2,126,873	2,199,931	1,984,338	2,311,768	1,754,878	2,353,429	2,022,768	1,880,763	1,941,793
市債	429,200	418,600	444,200	540,900	3,183,000	1,864,500	1,008,600	3,227,800	2,989,800	5,165,400
合計	40,956,873	41,769,188	43,303,092	43,187,971	47,828,682	46,921,754	46,518,788	50,991,801	51,917,942	54,440,696

(2) 市税の状況

市税については、収入額のうち固定資産税の占める割合が大きいのが特徴です。そのため、個人市民税・法人市民税は景気の低迷や減税の影響を受けやすいものの、固定資産税により安定した税収入を確保できます。平成21年度は市税全体税収額が前年度比で7年振りに減少に転じましたが、景気の持ち直しにより法人の減収に歯止めがかかり、法人市民税の増収につながったことにより、平成23年度より増加傾向になっております。

市税の状況



個人市民税
 法人市民税
 固定資産税
 軽自動車税
 市たばこ税
 特別土地保有税
 都市計画税

普通会計決算による

(単位：千円)

	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
個人市民税	6,911,633	7,550,159	8,739,309	8,910,069	8,863,110	8,365,853	8,363,339	8,724,721	8,871,486	9,138,136
法人市民税	2,762,921	2,786,545	2,717,043	3,858,406	2,202,039	2,028,859	2,275,113	2,586,160	2,787,731	2,861,263
固定資産税	12,704,834	12,469,519	12,508,374	12,543,463	12,674,249	12,849,129	12,926,059	12,534,035	12,452,181	12,607,996
軽自動車税	54,874	57,651	61,178	63,916	66,805	67,854	68,840	71,736	73,406	77,764
市たばこ税	851,223	891,242	886,927	853,400	813,614	857,116	978,600	963,524	1,075,530	1,044,052
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都市計画税	1,705,318	1,675,263	1,694,047	1,712,548	1,732,820	1,741,568	1,767,709	1,728,818	1,733,187	1,760,549
合計	24,990,802	25,430,379	26,606,878	27,941,802	26,352,637	25,910,379	26,379,660	26,608,994	26,993,521	27,489,760

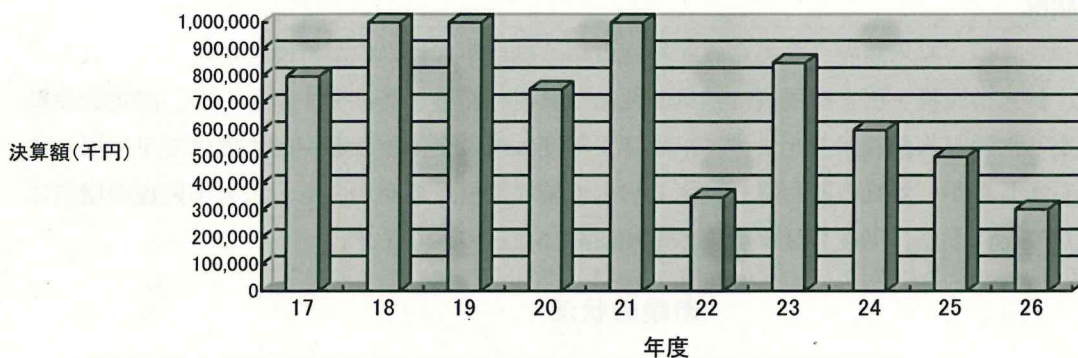
(3) 収益事業の状況

収益事業は、本来営利を目的としない団体が、その事業に要する経費の一部を賄うために行う、収益を目的とする事業をいいます。

具体的には、競馬・競輪・競艇・オートレース及び宝くじの5事業をいい、収益事業は日本中央競馬会の他は地方公共団体しか施行することができません。また地方公共団体にあっても、一定の条件を備えた場合にのみ許可されます。

本市においては、戸田競艇が該当しますが、市の直営ではなく、一部事務組合として戸田競艇組合が行っています。

収益事業収入



■ 収益事業収入

* 普通会計決算による

(単位：千円)

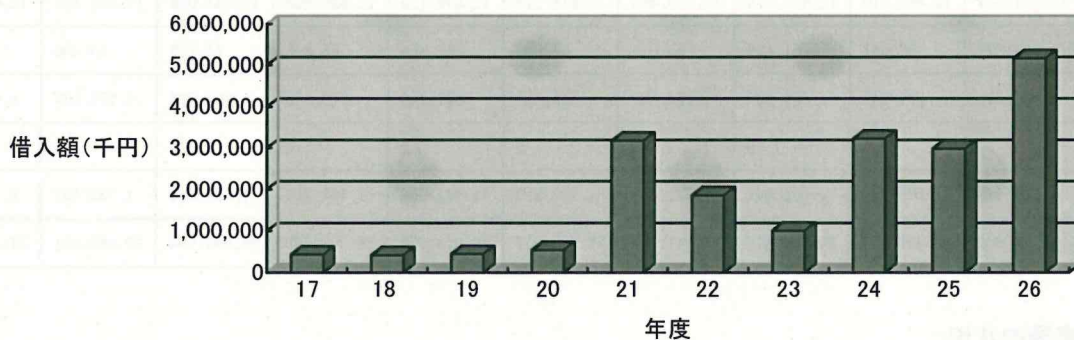
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
収益事業収入	800,000	1,000,000	1,000,000	750,000	1,000,000	350,000	850,000	600,000	500,000	305,000

(4) 地方債の借入状況

市債は市民の皆さんが、長期間使用する公共施設を整備するため、国などから長期にわたり借り入れる資金で、円滑な財政運営を行うために大切な制度です。これにより、世代間の財政負担の公平化を図ったり、計画的な施設の整備をおこなったりすることが可能となります。

平成26年度は、庁舎耐震改修工事、こどもの国再整備事業が主なものとして挙げられます。

市債



■ 市債

* 普通会計決算による

(単位：千円)

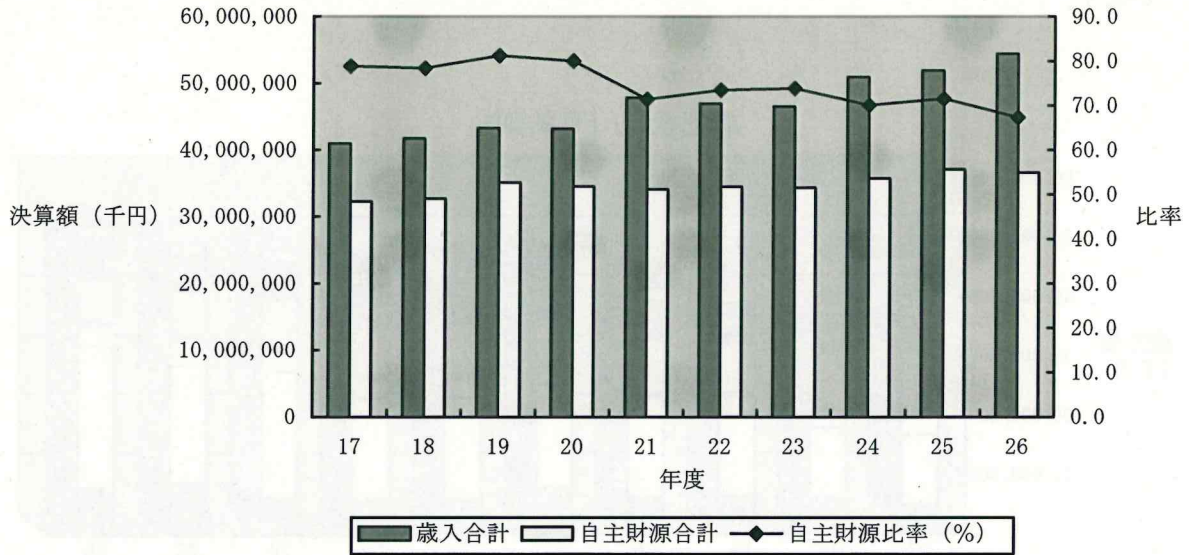
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
市債	429,200	418,600	444,200	540,900	3,183,000	1,864,500	1,008,600	3,227,800	2,989,800	5,165,400

(5) 自主財源の比率

自主財源は、地方公共団体が自主的に収入できる財源をいいます。具体的には、地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入がこれに該当し、なかでも、地方税の占める割合が自主財源の比率を大きく左右します。

平成26年度は67.3%となっております。

自主財源の比率



(単位: 千円)

	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
市税	24,990,803	25,430,379	26,606,878	27,941,802	26,352,637	25,910,379	26,379,660	26,608,994	26,993,521	27,489,760
分担金及び負担金	133,284	155,594	170,533	189,356	235,922	251,196	309,201	349,690	391,932	437,914
使用料及び手数料	1,203,804	1,119,709	1,080,482	1,057,960	1,037,042	1,066,714	1,086,754	1,115,533	1,100,335	1,105,285
財産収入	279,104	462,902	684,088	482,276	609,934	954,911	498,586	371,218	300,121	265,306
寄付金	25,042	631	25,985	1,703	1,139	3,168	1,614	1,779	1,808	2,299
繰入金	1,446,297	1,079,242	1,737,822	914,290	2,121,448	2,396,546	2,265,870	3,237,485	3,422,821	2,671,794
繰越金	2,206,101	2,371,707	2,640,151	1,979,366	1,462,958	2,131,967	1,447,173	2,025,787	3,046,082	2,720,794
諸収入	1,977,889	2,126,873	2,199,931	1,984,338	2,311,768	1,754,878	2,353,429	2,022,768	1,880,763	1,941,793
自主財源合計	32,262,324	32,747,037	35,145,870	34,551,091	34,132,848	34,469,759	34,342,287	35,733,254	37,137,383	36,634,945
歳入合計	40,956,873	41,769,188	43,303,092	43,187,971	47,828,682	46,921,754	46,518,788	50,991,801	51,917,942	54,440,696
自主財源比率 (%)	78.8	78.4	81.2	80.0	71.4	73.5	73.8	70.1	71.5	67.3

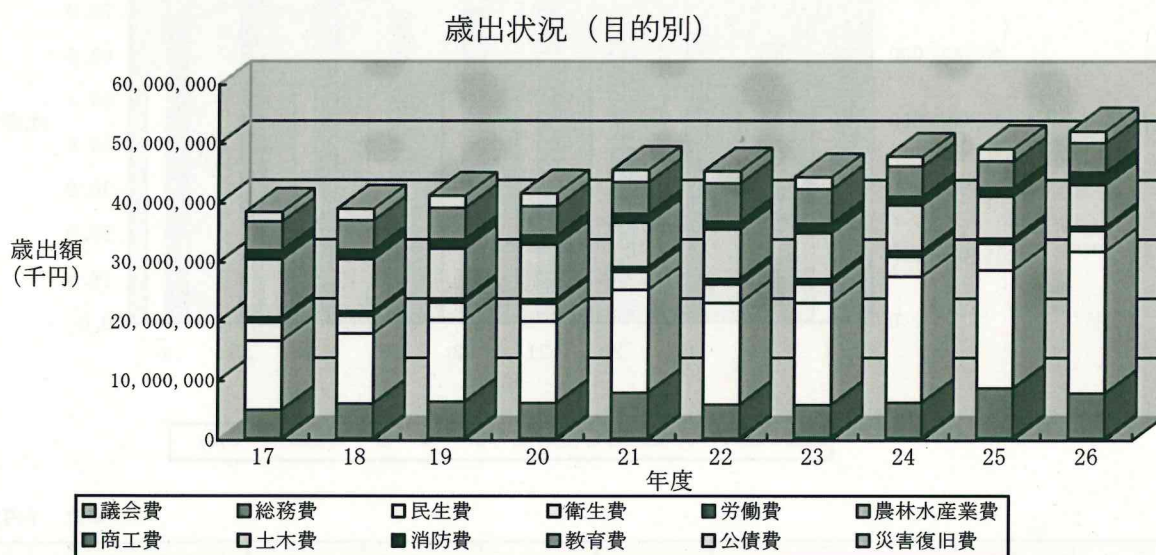
2. 歳出の状況

(1) 歳出（目的別）の主な特徴

目的別の歳出について、民生費の増加が特徴的となっています。

民生費について、平成25年度については、前年度と比較して減少しておりますが、これは、平成24年度に実施した障害者施設整備事業用地購入費の皆減の影響です。

平成26年度はこどもの国や上戸田福祉センターの再整備もあり、前年度と比較して増加しています。



(単位：千円)

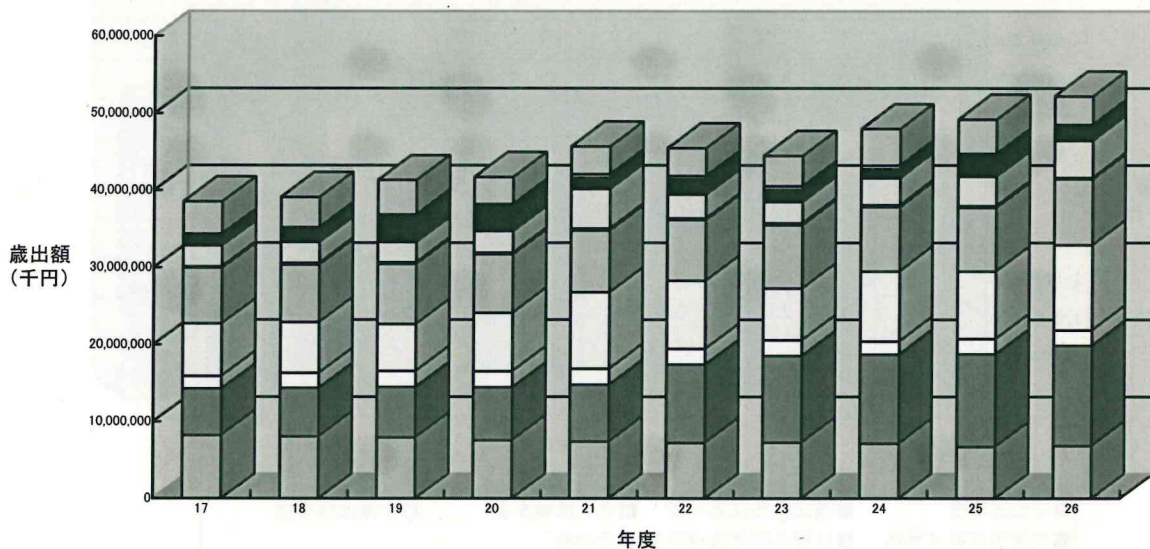
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
議会費	368,514	363,421	360,139	350,777	355,820	340,156	451,592	393,557	391,467	390,394
総務費	4,780,377	5,874,108	6,207,750	5,976,519	7,714,860	5,738,527	5,576,219	5,986,321	8,432,176	7,540,757
民生費	11,724,966	11,833,298	13,778,633	13,798,851	17,390,127	17,157,950	17,201,380	21,295,994	19,948,548	24,008,475
衛生費	3,132,502	3,022,185	2,972,172	3,007,142	3,033,564	3,123,116	3,201,268	3,375,859	4,544,551	3,496,122
労働費	491,274	396,356	435,893	411,310	367,846	417,818	311,728	398,742	306,498	284,554
農林水産業費	35,497	33,944	30,834	10,223	8,605	6,408	5,665	3,463	4,474	7,168
商工費	289,688	280,311	223,158	312,079	464,318	507,854	548,834	571,502	514,422	424,994
土木費	9,774,480	8,834,370	8,404,023	9,248,587	7,459,095	8,310,047	7,702,914	7,723,077	7,067,873	6,990,185
消防費	1,529,691	1,543,441	1,569,002	1,517,799	1,520,076	1,374,380	1,593,055	1,421,268	1,443,686	2,128,352
教育費	4,841,540	5,015,590	5,256,738	4,963,099	5,292,065	6,394,416	5,831,949	5,102,683	4,525,973	4,932,415
公債費	1,616,637	1,932,013	2,085,384	2,128,627	2,090,339	2,103,909	2,065,766	1,673,055	2,017,480	1,985,615
災害復旧費	0	0	0	0	0	0	2,631	198	0	0
合計	38,585,166	39,129,037	41,323,726	41,725,013	45,696,715	45,474,581	44,493,001	47,945,719	49,197,148	52,189,031

(2) 歳出（性質別）の主な特徴

性質別の歳出については、扶助費の増加が特徴的です。歳出全体に対する割合は、平成17年度では15.7%でしたが、平成26年度では24.9%まで増加し、この10年間で約70億円、約2.1倍の伸びとなっています。

普通建設事業について、平成26年度は庁舎耐震改修工事、こどもの国再整備事業、上戸田福祉センター再整備事業により、前年度比較すると増加しております。

また、人件費については、平成11年度（約90億円）をピークに減少傾向にあり、平成11年度との対比では平成25年度は約25%減少していましたが、平成26年度は若干の増に転じています。



■人件費 ■扶助費 □公債費 □普通建設事業費 ■災害復旧事業費 □物件費 ■維持補修費 □補助費等 ■積立金 ■投資及び出資金 □貸付金 □繰出金

* 普通会計決算による

(単位：千円)

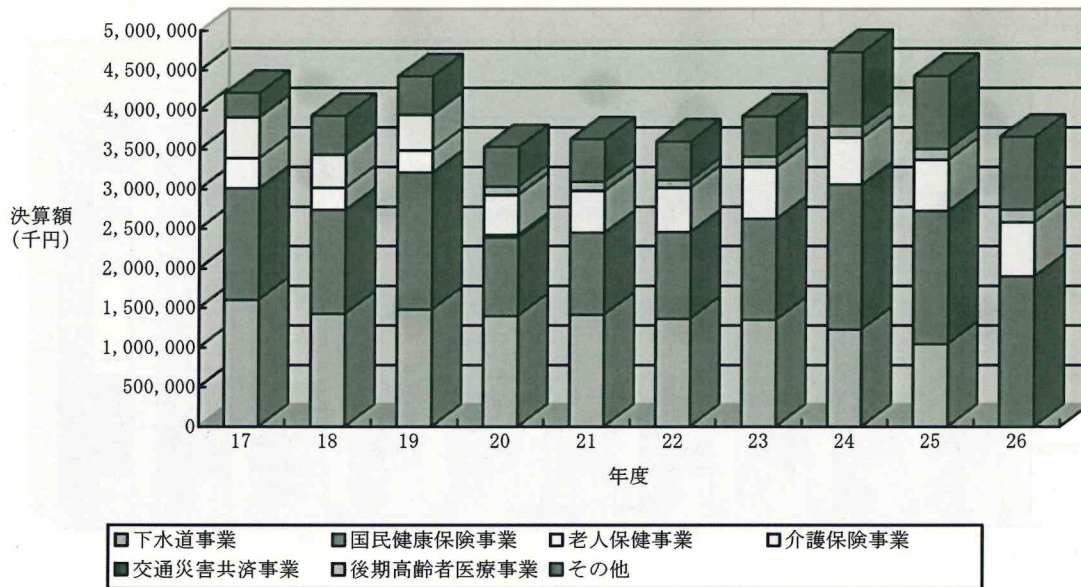
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
人件費	8,236,223	8,091,572	7,928,879	7,585,882	7,401,317	7,251,611	7,288,279	7,159,132	6,747,384	6,861,407
扶助費	6,053,921	6,283,225	6,581,350	6,859,225	7,387,334	10,139,190	11,256,403	11,562,682	11,997,949	13,013,393
公債費	1,616,574	1,931,971	2,085,345	2,128,607	2,090,339	2,103,909	2,065,766	1,673,055	2,017,480	1,985,615
普通建設事業費	6,826,188	6,589,973	6,066,436	7,585,264	9,924,515	8,803,949	6,685,184	9,119,805	8,737,029	11,040,210
災害復旧事業費	0	0	0	0	0	0	2,631	198	0	0
物件費	7,207,172	7,492,228	7,782,364	7,534,564	8,002,153	7,872,296	8,231,577	8,340,684	8,253,047	8,548,645
維持補修費	196,051	177,756	198,228	219,061	232,417	203,642	231,494	231,855	201,193	198,630
補助費等	2,674,619	2,748,899	2,657,129	2,780,798	5,129,183	3,066,742	2,753,936	3,532,804	3,857,470	4,809,762
積立金	1,121,961	1,650,862	3,415,744	3,236,989	1,494,561	1,996,059	1,567,403	1,151,050	2,576,573	1,751,002
投資及び出資金	150,000	0	0	6,900	0	0	0	0	0	0
貸付金	284,103	233,295	183,270	253,680	402,870	433,550	489,740	438,810	375,870	317,020
繰出金	4,218,354	3,929,256	4,424,981	3,534,043	3,632,026	3,603,633	3,920,588	4,735,644	4,433,153	3,663,347
合計	38,585,166	39,129,037	41,323,726	41,725,013	45,696,715	45,474,581	44,493,001	47,945,719	49,197,148	52,189,031

(3) 繰出金の状況

繰出金は、各会計間で支出される経費をいいます。国民健康保険事業については、後期高齢者医療事業の創設もあり、平成20年度にいったん減少したものの、その後増加傾向にあります。介護保険事業、後期高齢者医療事業については、高齢化に伴い増加傾向にあります。

また、下水道事業については、平成26年度から企業会計に移行したことにより、繰出金から補助金等へ変更となりました。

繰出金の状況



* 普通会計決算による

単位 (千円)

	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
下水道事業	1,602,816	1,428,168	1,481,680	1,401,184	1,414,211	1,366,331	1,349,992	1,227,827	1,045,277	0
国民健康保険事業	1,409,021	1,308,825	1,725,753	989,580	1,034,251	1,091,363	1,275,979	1,832,230	1,679,143	1,898,680
老人保健事業	380,673	283,989	282,297	32,321	0	0	0	0	0	0
介護保険事業	515,215	418,176	450,575	504,036	530,307	560,314	652,759	592,122	646,044	686,286
交通災害共済事業	6,500	5,000	3,500	3,500	3,000	3,000	2,500	2,000	2,000	0
後期高齢者医療事業	0	0	0	105,624	113,515	93,956	132,288	145,323	139,211	156,298
その他	304,129	485,098	481,176	497,798	536,742	488,669	507,070	936,142	921,478	922,083
合計	4,218,354	3,929,256	4,424,981	3,534,043	3,632,026	3,603,633	3,920,588	4,735,644	4,433,153	3,663,347

3. 義務的経費の状況

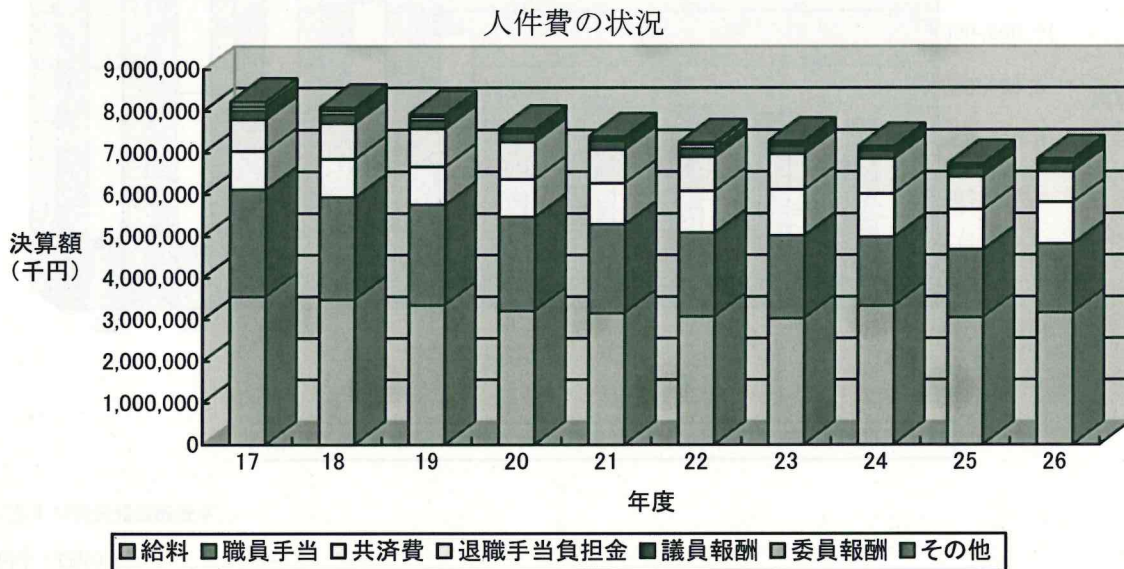
義務的経費とは、地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務付けられ任意に削減できない経費をいいます。歳出のうち、人件費・扶助費・公債費が義務的経費とされています。

経常的経費のうち、これらの義務的経費の占める割合が大きいほど、経常的経費の増大傾向が強くなり、財政健全化を図る際に大きな障害となります。

(1) 人件費の状況

人件費は、職員等に対し勤労の対価として支払われる経費をいいます。人件費に属するものとしては、給料・職員手当・共済費・退職手当組合負担金、議員報酬や委員報酬等があり、財政構造上、大きな比重を占めています。

人件費は、減少傾向にありましたが、平成26年度は平成25年度と比較して増加しました。



* 普通会計決算による

(単位：千円)

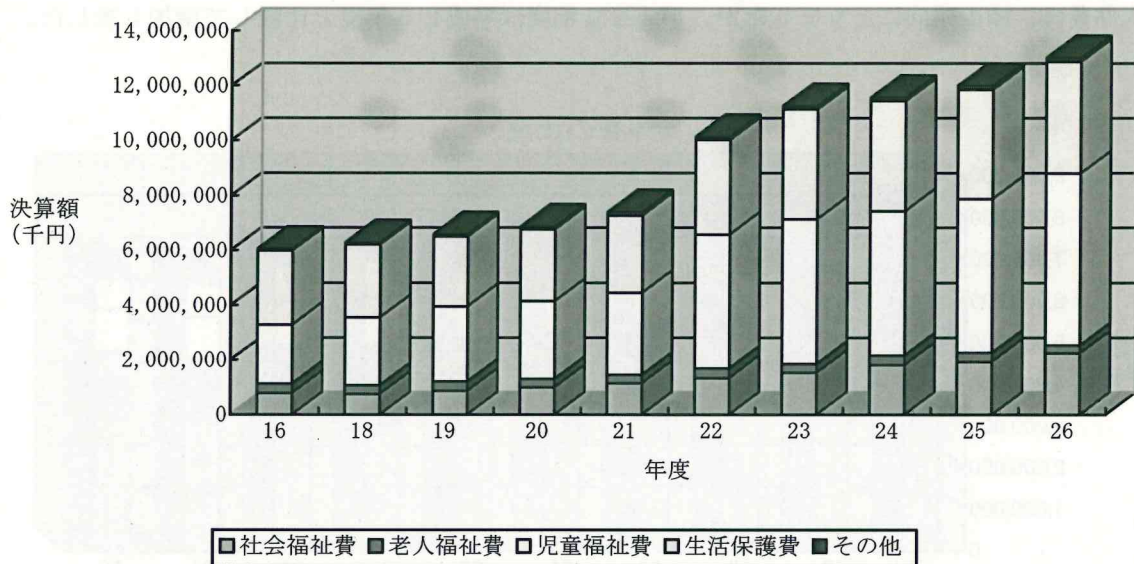
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
給料	3,555,051	3,475,006	3,341,268	3,206,247	3,152,511	3,075,796	3,029,753	3,327,258	3,054,293	3,164,961
職員手当	2,567,307	2,462,129	2,419,993	2,257,772	2,135,446	2,009,006	1,990,131	1,657,062	1,629,364	1,659,276
共済費	923,057	917,924	906,092	902,871	979,150	1,002,646	1,104,103	1,036,036	960,530	992,997
退職手当負担金	751,759	855,728	906,353	890,169	809,249	817,848	852,573	835,804	786,373	731,325
議員報酬	212,205	212,205	204,428	204,423	204,122	193,245	186,248	187,886	201,929	200,338
委員報酬	99,472	88,985	91,154	65,836	63,124	103,494	64,023	61,719	66,103	62,911
その他	127,372	79,595	59,591	58,564	57,715	49,576	61,448	53,367	48,792	49,599
合計	8,236,223	8,091,572	7,928,879	7,585,882	7,401,317	7,251,611	7,288,279	7,159,132	6,747,384	6,861,407

(2) 扶助費の状況

扶助費は、生活保護法・児童福祉法・老人福祉法等に基づき、被扶助者に対して、その生活を維持するために支出される経費です。

本市においては、社会福祉費・児童福祉費・生活保護費の増加が顕著に見られ、この10年間で比較すると、子ども手当の支給開始もあり児童福祉費が約2.9倍となったことをはじめ、社会福祉費は約2.9倍、生活保護費は約1.5倍、扶助費全体では約2.1倍の伸びとなっています。

扶助費の状況



* 普通会計決算による

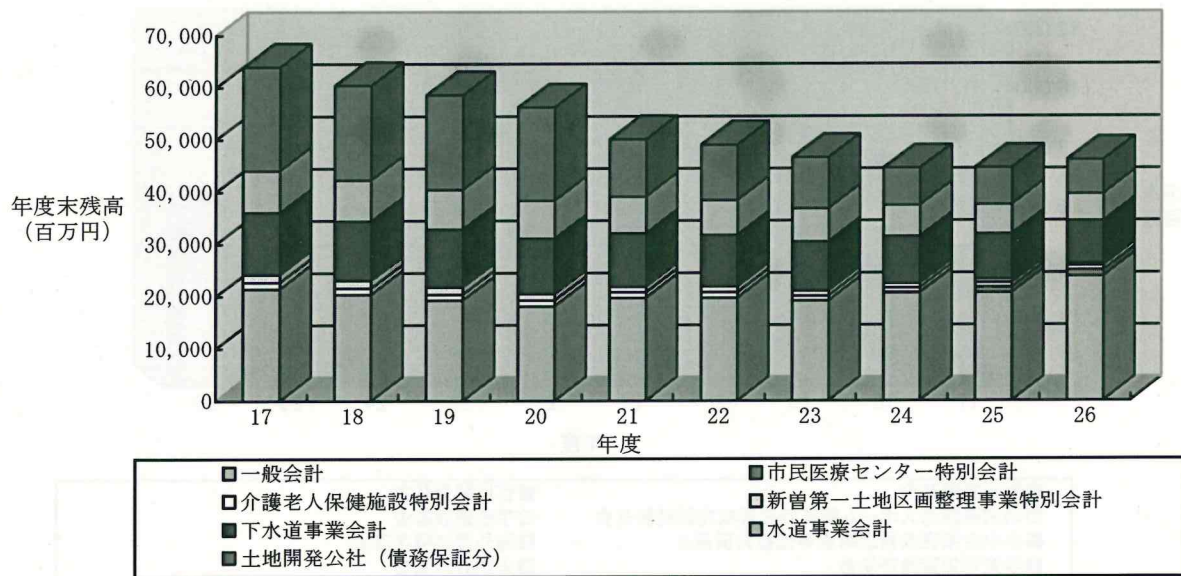
(単位：千円)

	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
社会福祉費	785,781	751,720	867,509	1,003,560	1,147,042	1,342,758	1,537,289	1,823,386	1,936,119	2,245,310
老人福祉費	345,380	315,673	337,643	298,416	299,841	345,567	321,856	340,005	328,881	289,297
児童福祉費	2,152,385	2,484,307	2,752,857	2,843,055	2,999,113	4,890,555	5,287,218	5,275,254	5,611,784	6,265,843
生活保護費	2,698,873	2,654,391	2,540,178	2,620,921	2,822,861	3,449,120	3,990,441	4,003,864	3,984,131	4,075,760
その他	71,502	77,134	83,163	93,273	118,477	111,190	119,599	120,173	137,034	137,183
合計	6,053,921	6,283,225	6,581,350	6,859,225	7,387,334	10,139,190	11,256,403	11,562,682	11,997,949	13,013,393

(3) 地方債現在高の推移

市全体の負債の残高としては、平成26年度末で約461億円、これを市民一人当たりで換算すると、一人当たり約35万円の借金となります。負債残高は、庁舎耐震改修工事、こどもの国再整備事業等により前年度と比較して増加しております。

市全体の負債額



(単位：百万円)

	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
一般会計	21,460	20,380	19,234	18,142	19,707	19,747	19,133	20,631	20,645	23,843
市民医療センター特別会計	7	4	0	0	0	0	0	93	1,115	1,115
介護老人保健施設特別会計	1,257	1,212	1,166	1,117	1,066	1,013	958	900	840	899
新曽第一土地区画整理事業特別会計	1,497	1,475	1,363	1,216	1,065	1,126	1,008	854	665	504
下水道事業会計	11,837	11,356	11,109	10,648	10,295	9,900	9,451	9,028	8,728	8,050
水道事業会計	8,079	7,927	7,610	7,289	6,968	6,638	6,300	5,946	5,582	5,207
土地開発公社(債務保証分)	19,845	18,047	18,131	17,810	10,974	10,679	9,734	7,114	7,051	6,511
合計	63,982	60,401	58,613	56,222	50,075	49,103	46,584	44,566	44,626	46,129

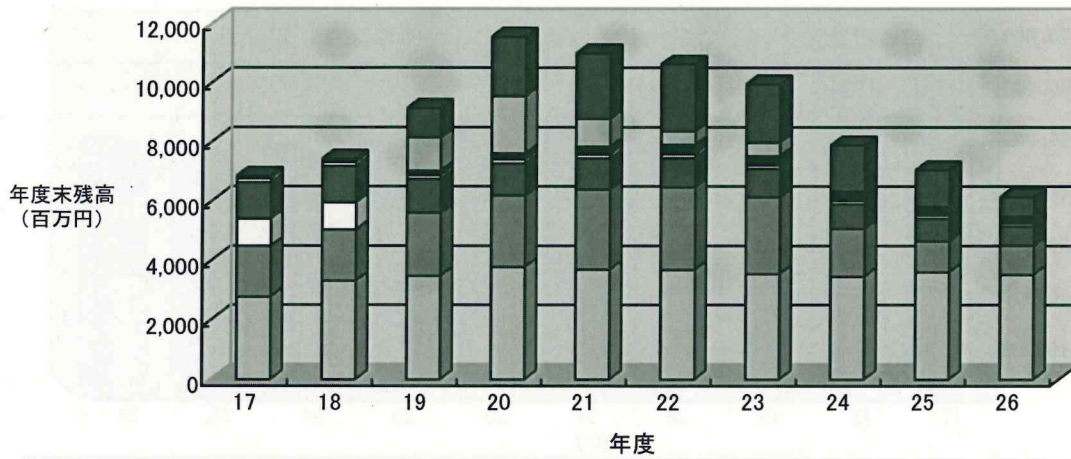
(4) 基金の推移

1. 基金の推移

基金は、特定の目的のために財産を維持し、資金を積立て、または定額の資金を運用するために設けられる財産をいいます。

施設の建設や都市基盤の整備等、必要に応じて基金を活用し、それらの財源に充当しています。ここでの基金は、上記のうち資金を積立てる基金に該当します。

基金の状況



■ 財政調整基金	■ 都市開発基金
□ 特別養護老人ホーム等高齢者福祉施設建設基金	□ 学校建設基金
■ 中小企業従業員退職金等福祉共済基金	□ 海外留学奨学基金
■ 学童等災害共済基金	□ 火災共済基金
■ 環境対策基金	□ 健康福祉の杜整備基金
■ 公共施設等整備基金	

*普通会計決算による (単位: 百万円)

	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
財政調整基金	2,789	3,332	3,496	3,798	3,716	3,701	3,563	3,480	3,620	3,541
都市開発基金	1,715	1,730	2,118	2,410	2,706	2,795	2,582	1,609	1,050	974
特別養護老人ホーム等高齢者福祉施設建設基金	920	918	0	0	0	0	0	0	0	0
学校建設基金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中小企業従業員退職金等福祉共済基金	1,221	1,222	1,142	1,076	1,034	971	955	815	750	644
海外留学奨学基金	145	145	146	148	148	146	137	131	124	115
学童等災害共済基金	44	44	45	46	47	48	49	50	51	0
火災共済基金	23	24	23	22	24	25	22	23	24	26
環境対策基金	17	42	72	127	180	229	237	226	222	218
健康福祉の杜整備基金	0	0	1,122	1,930	939	453	454	0	0	0
公共施設等整備基金	0	0	1,000	2,007	2,212	2,266	1,970	1,575	1,228	638
合計	6,874	7,457	9,164	11,564	11,006	10,634	9,969	7,909	7,069	6,156

戸田市の公共施設とインフラ を取り巻く現状



資産管理課

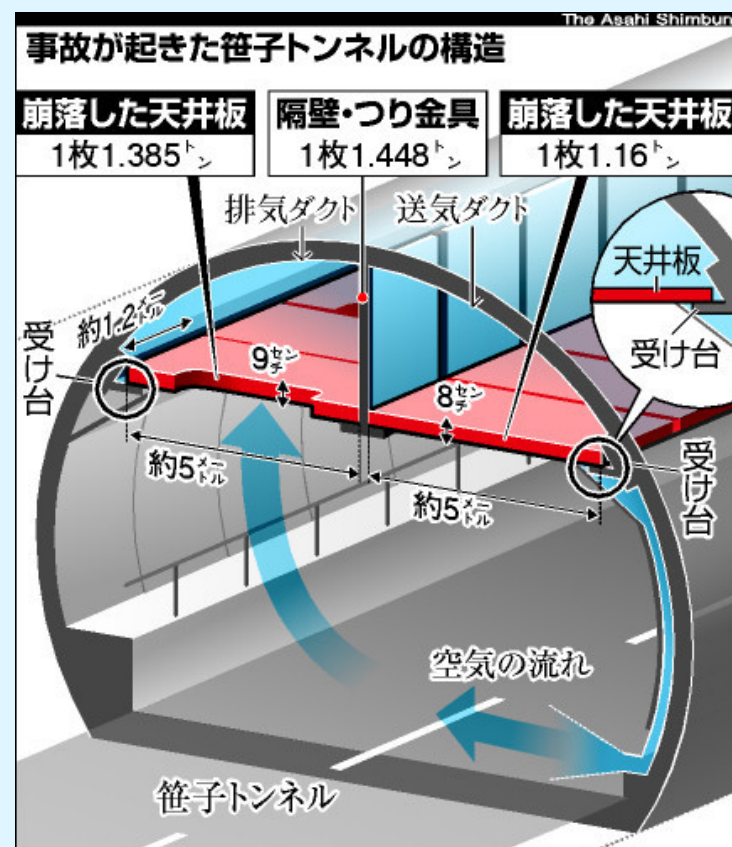


老朽化した公共施設による事故事例

(1) 笹子トンネルの天井崩落事故



つり金具で吊っていた1枚あたり
重さ1トン以上の天井板が一斉に崩落。



老朽化した公共施設による事故事例

(2) 九段会館の天井崩落事故



九段会館：1934年竣 工築79年
東日本大震災により吊り天井が崩落。
2名の人命が犠牲になる。

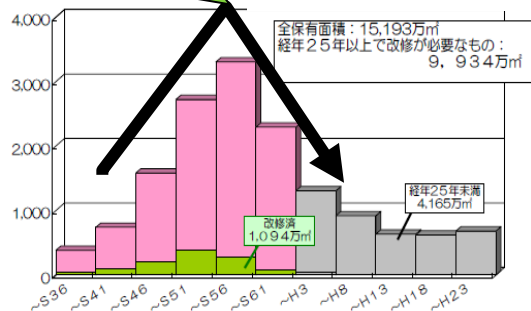


全国の公共施設等の更新需要①

■ 建設の集中 = 更新の集中

1970年代

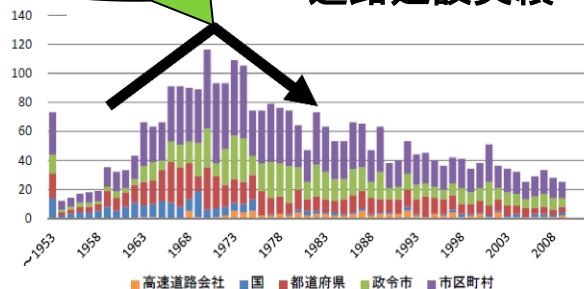
学校建設実績



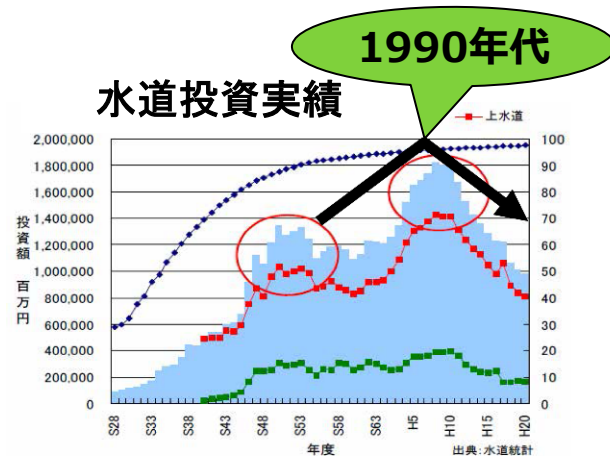
公立学校施設実態調査を元に作成

1970年代

道路建設実績

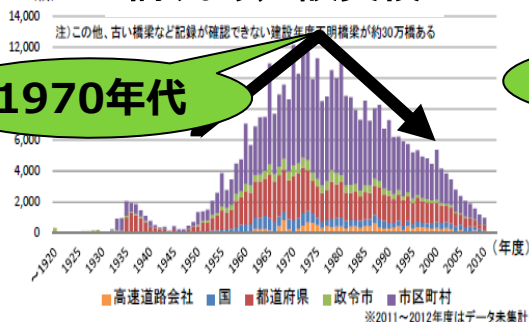


水道投資実績



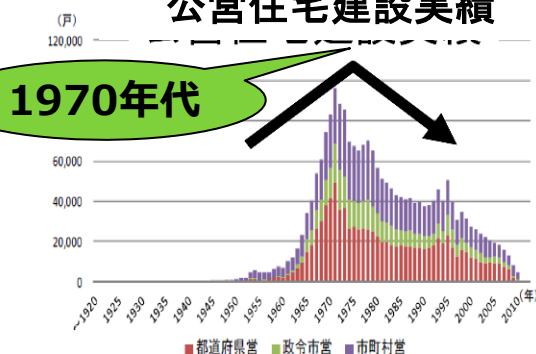
1990年代

橋りょう建設実績

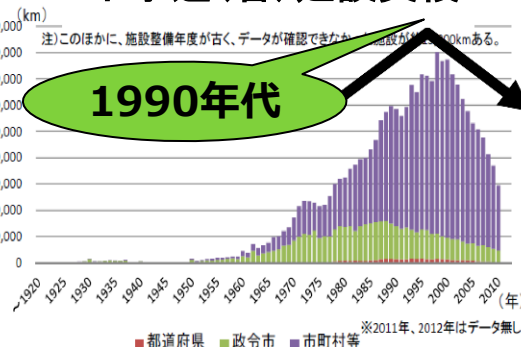


※2011~2012年度はデータ未集計

公営住宅建設実績



下水道(管)建設実績



※2011年、2012年はデータ無し

出典: HP 東洋大学 根本祐二教授

「インフラ老朽化問題を解決する知恵」

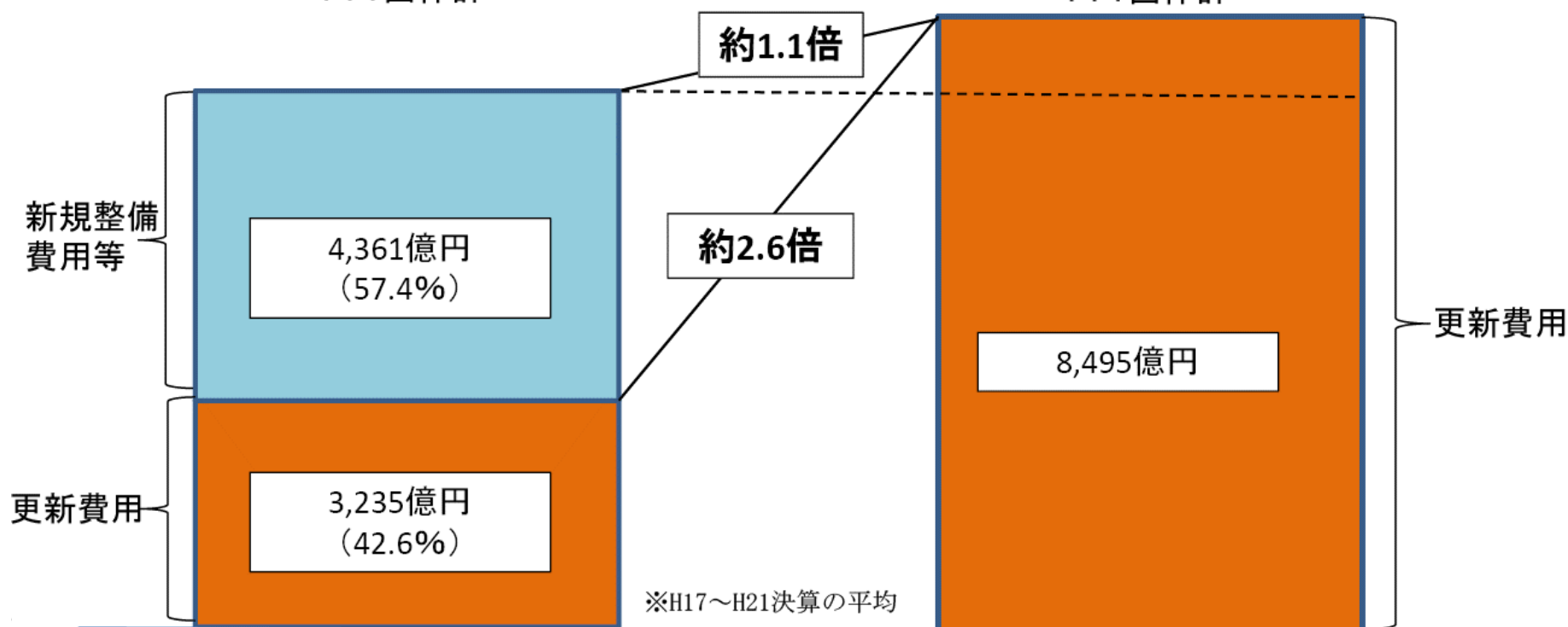
2014.3.13 HP掲載資料より

日本のインフラは1970年代前後に多く建設され老朽化が進んでおりいずれ更新が必要。そのピークは2020年代から

公共施設等に係る将来更新費用の見込み (全国111市町村における推計)

近年における1年あたりの投資的経費(※)
111団体計

今後40年間に於ける1年あたりの更新費用
111団体計



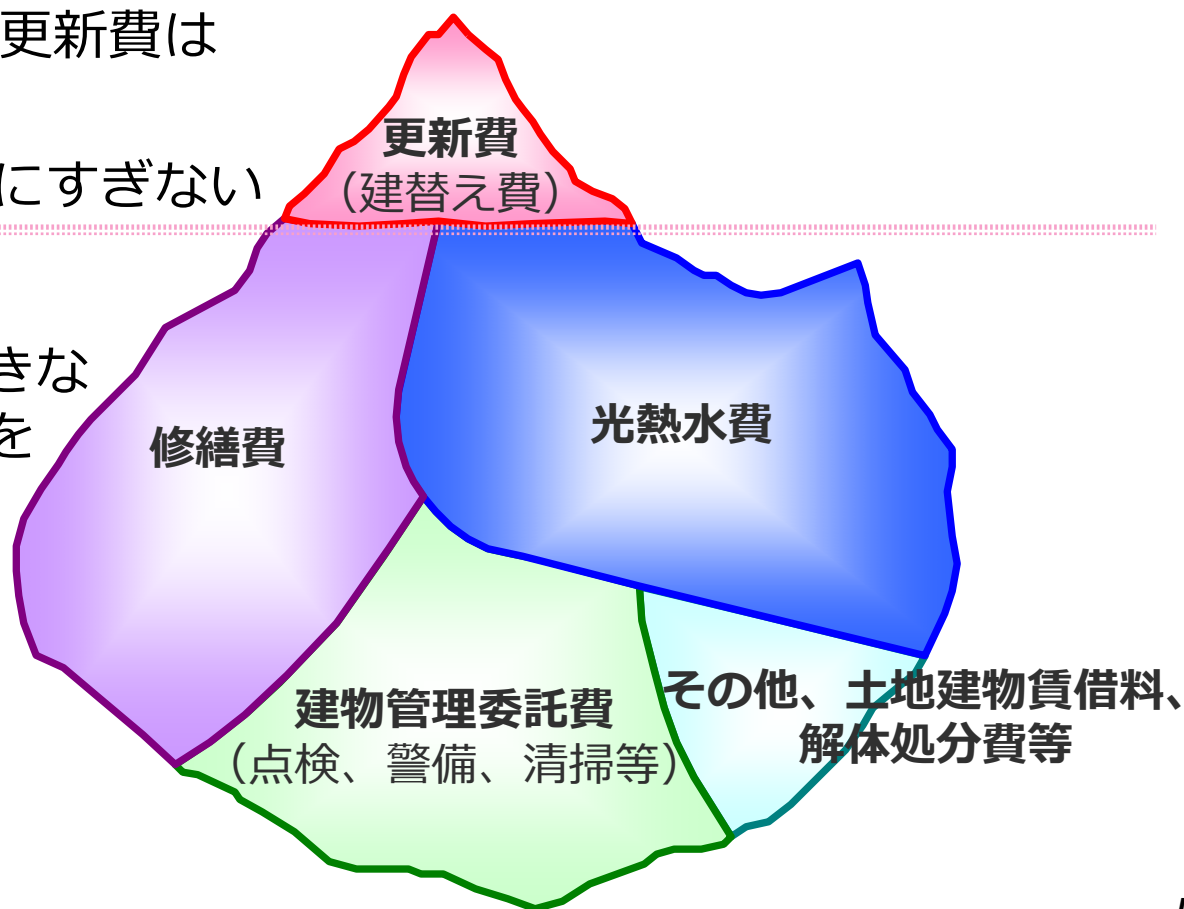
- 本調査は、市区町村に調査依頼し、回答があった111市区町村をとりまとめたもの。
- 調査の対象は、平成21年度までに建設・整備された市町村の普通会計の公共建築物及びインフラ資産（道路、橋りょう、上下水道）。
- 試算の考え方の概要は次のとおり。
 - ・現在の公共施設をそれぞれ設定した耐用年数の経過後に現在と同じ面積・延長等で更新すると仮定。
 - ・この仮定の下で更新を行った場合の40年分の更新費用を合算し、40年で除することにより、1年当たりの更新費用を算出。
 - ・公共施設の面積・延長の数量データに更新単価（公共工事単価等を使用）を乗じることにより将来の更新費用を試算。
 - ・試算は事業費ベースで算出。

更新費用以外の公共施設等に係る経費

■ ランニングコストが大きな問題

建築物の場合、一般に更新費は
全体の**約 2 割**程度。
更新費は**氷山の一角**にすぎない

公共施設等を持てば、大きな
維持費が必要となることを
意識しなければならない



地方自治体に迫られる公共施設等の経営判断

ハコモノ大後悔時代

高度成長期に林立かさむ維持費

学校、体育館、文化会館……。高度成長期に建てた公共施設の「リストロ」が始まった。人口も税収も減る時代にかさむ維持更新費が自治体の機を脅かす。サービスタワーを心配する住民の理解を得られるか。将来負担の把握と情報公開が明暗を分けそう。

■主な自治体のリストロ方針

さいたま市	原則として新しく整備せず、建て替えは複合施設とし、長寿命化を進めて総床面積を60年間で15%減らす
神奈川県秦野市	総床面積を40年間で31%減らす。市役所の敷地をコンビニに貸し、賃料で庁舎維持費を賄う
浜松市	05年に11市町村と合併し、施設の事業仕分けに着手。12年に1496施設のうち383施設の廃止を決定
愛知県西尾市	公共施設の「3M（ムリ・ムラ・ムタ）」を解消しようと施設ごとの利用状況やコストを示した白書を12年3月に作成。市民の意見をふまえて14年度以降に削減を計画
京都府舞鶴市	公共施設ごとの利用状況や1人当たりコスト、将来費用の推計などを示した白書を今年3月に作成
熊本県玉名市	施設ごとの利用状況やコストを示した白書を12年3月に作成。今後40年間で延べ床面積を37%、維持管理費を65%減らす目標を今年3月に決定

憩いの公民館消える

住宅街が広がる千葉県習志野市の大久保地区。緑に囲まれた歴戦公民館で、女性6人がサーターや小物を編む。36年前の開館時から続くサークル「アミー」。近くに住む講師の中野睦代さん(69)は、空しさを隠さない。「地域の大切な場所が、閉鎖されるなんて」約3万人が住む大久保地区は、公民館のほか図書館、児童館、勤労会館もなくなろうとした。2019年度までに8施設を事前に整備する複合施設に集める統合計画を市が立てたから。同館から複合施設までは約1。多くのメンバーは70代だ。「速くに通っても大勢の中で場所が取れるかどうか。中野さんは活動を続けるか悩んでいる。今の財政では40%の施設しか維持できません。今夏、大久保地区で開いた説明会。市資産管理室の吉川清志室長は、住民230人に統合計画の詳細を明らかにした。今後、市で進める施設再編の第一弾だ。既に複合施設を新設しても、今ある施設を改修や建て替えて維持し続けるより財政負担は軽いという。1960〜70年代、市は



学校や公民館を次々建設。公共施設の延べ床面積の77%が築30年を超えた。維持するのにも今後25年で毎年37億円かかるが、財源は4割の15億円しかないという。「ハコモノ」は隠れ借金。近い将来、16万人の市の人口は減るが、建物の更新費は増える。高齢化が顕著になった2007年、吉川さ

情報公開や住民への説明を尽くす前に文化会館の休館を発表した神奈川県南足柄市では、市民の猛反発で方針の撤回に追い込まれた。人口は4万4千人と県内の市で最少ながら、1400席のホールを備えた文化会館は1992年にできた。だが、2008年のリーマン・ショックで法人市民税が大暴落。文化会館の毎年1億円超の赤字を補っていたうえ、大規模改修の時期も迫り、市は費用負担を続けるのが難しくなった。市は09年に休館を発表し、その後、厳しい財政事情を各地で説明した。だが、市民ら

突然の休館発表 住民反発し撤回

は休館取りやめを市議会に請願し、全会一致で採択された。請願に加わった足柄市民舞連会長の矢野久男会長(70)は「音響の良いホールは市民の自慢。一方的な休館は受け入れられない」と話す。市は10年8月に方針を撤回。当時の派長市長(66)は11年4月の市長選で落選した。一財政危機を乗り切った断たれたが、唐突な受け止められたと振り返る。市は今年度、公共施設統廃合の検討チームを発足。荒井健氏、企画課長は「住民の意向を確認しながら計画を進めたい」と話す。

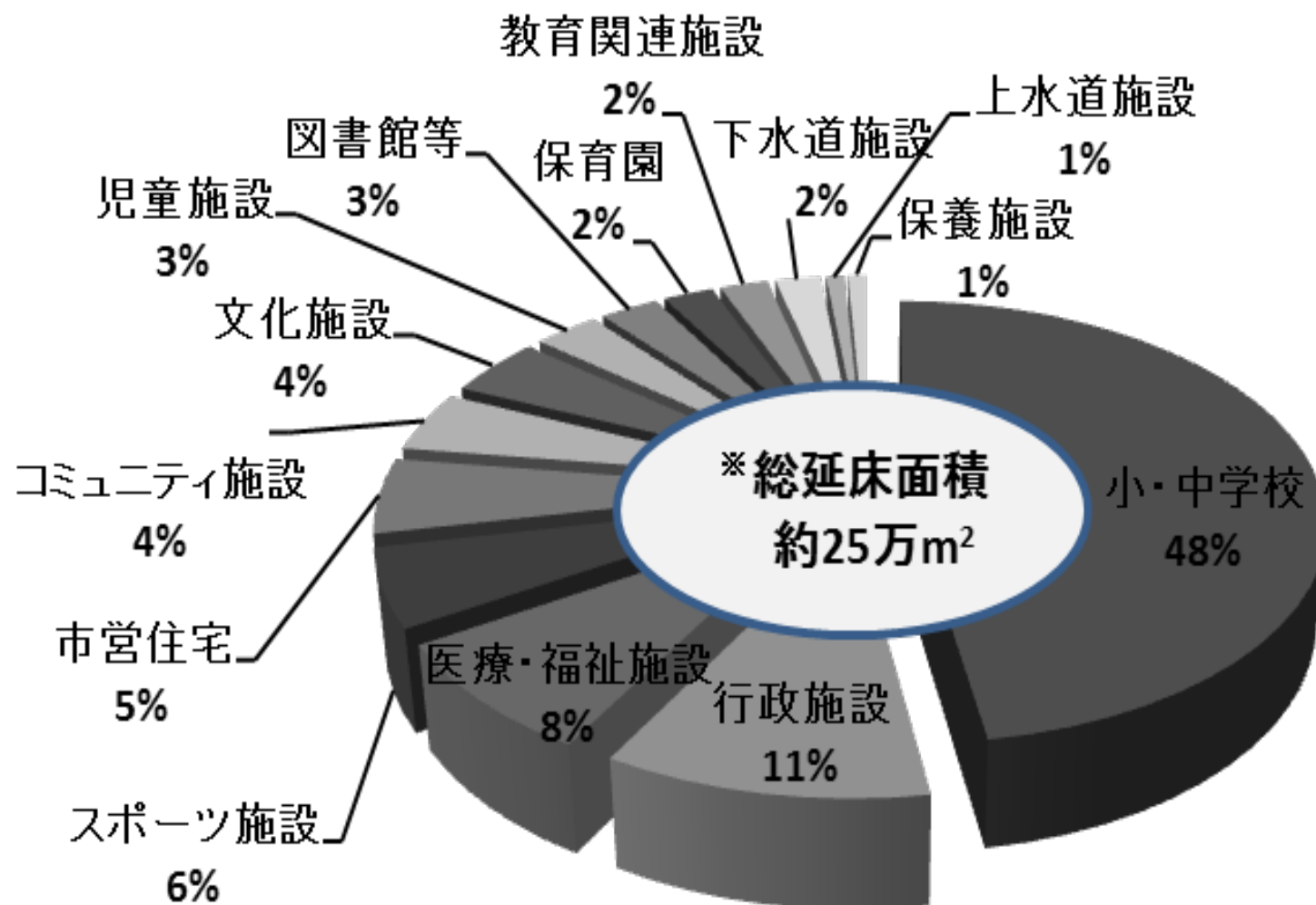
甘い計画

人口が減り、代替施設を整える間もなく、次々と施設を開閉する自治体もある。北海道空知地方の中心市、築36年になる中核施設の総合福祉センターを来春閉鎖する。改修費10億円

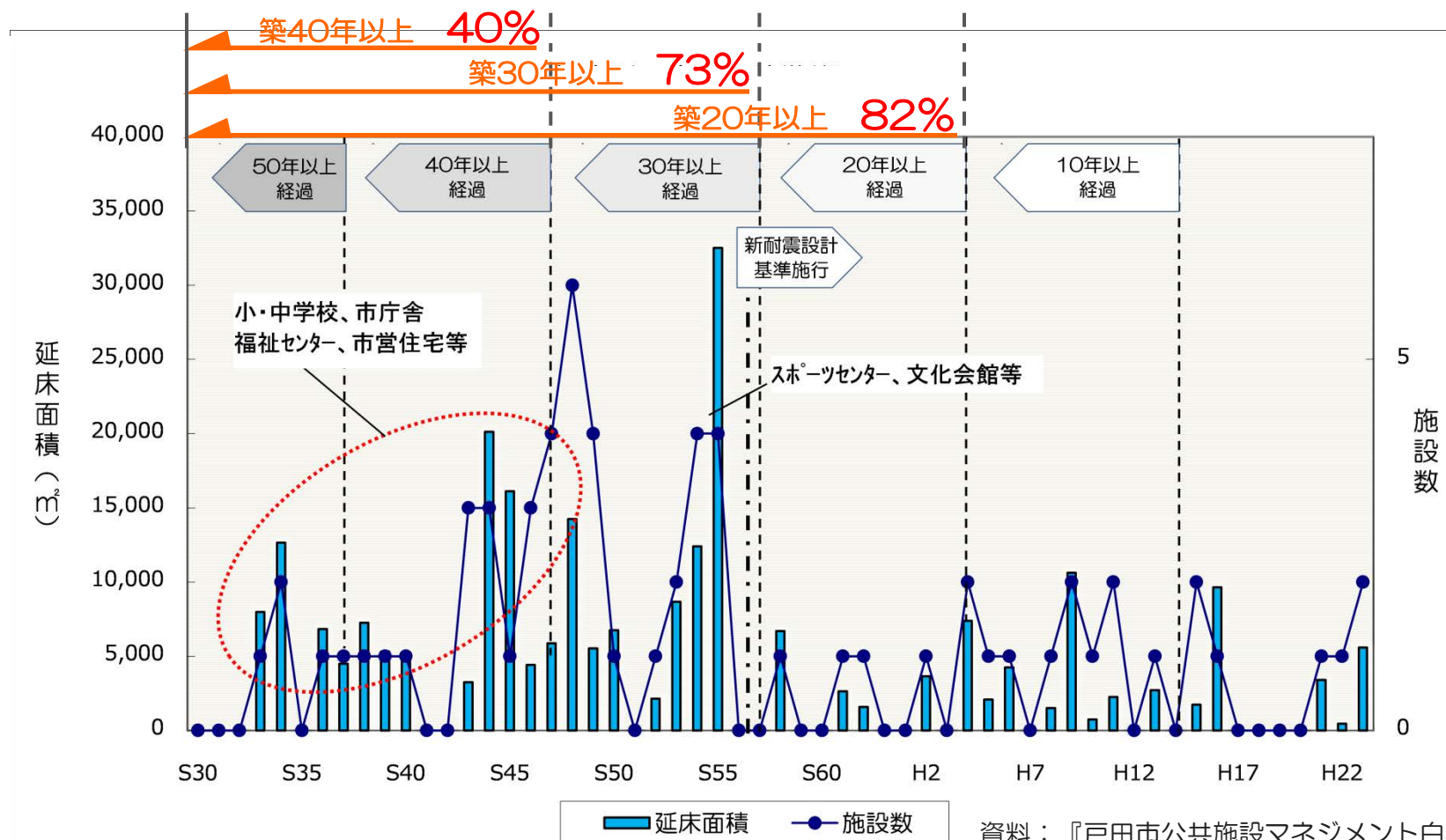
【平成25年9月22日 朝日新聞より】

全てを維持するお金が無い現実が見えてきたなかで 戸田市として、どのような対応をしていくべきか

戸田市の公共施設の総面積と種類別割合

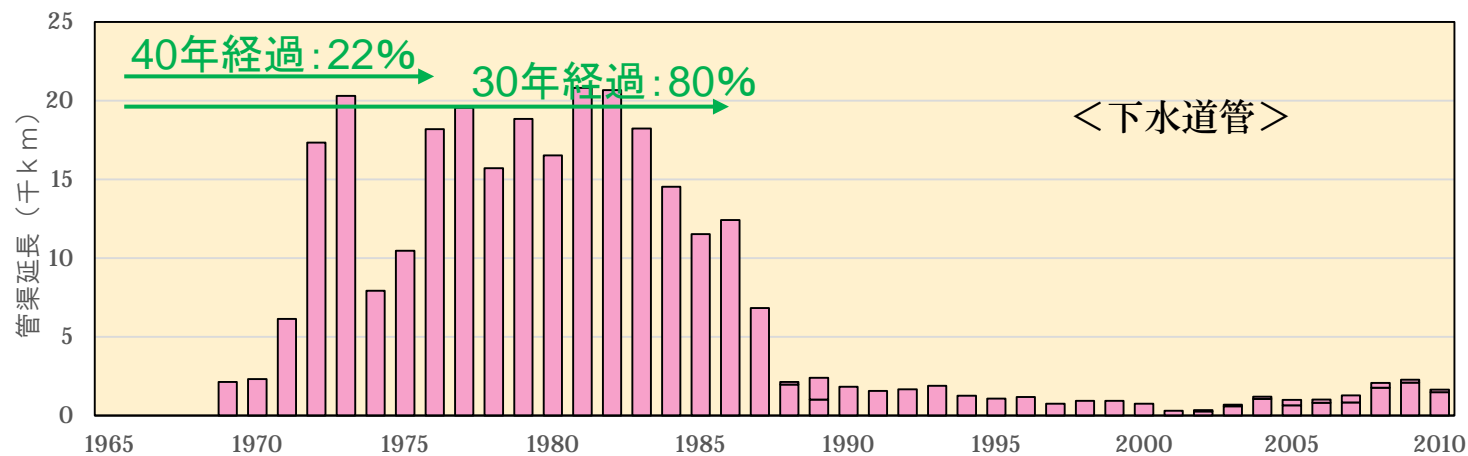
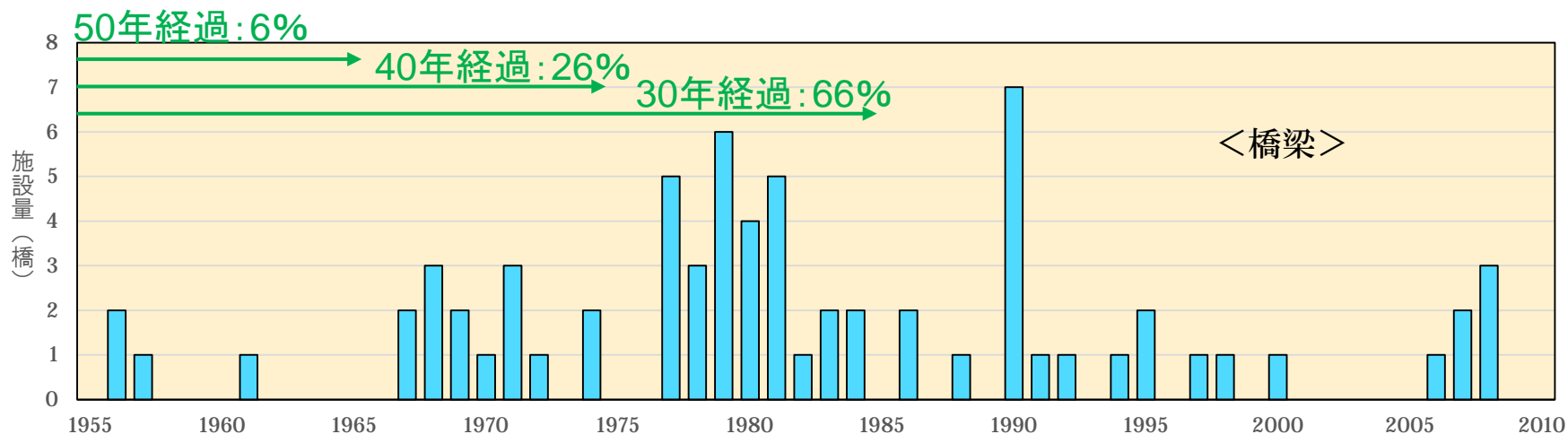


戸田市の公共施設の施設整備状況



資料：『戸田市公共施設マネジメント白書』より

戸田市のインフラの施設整備状況



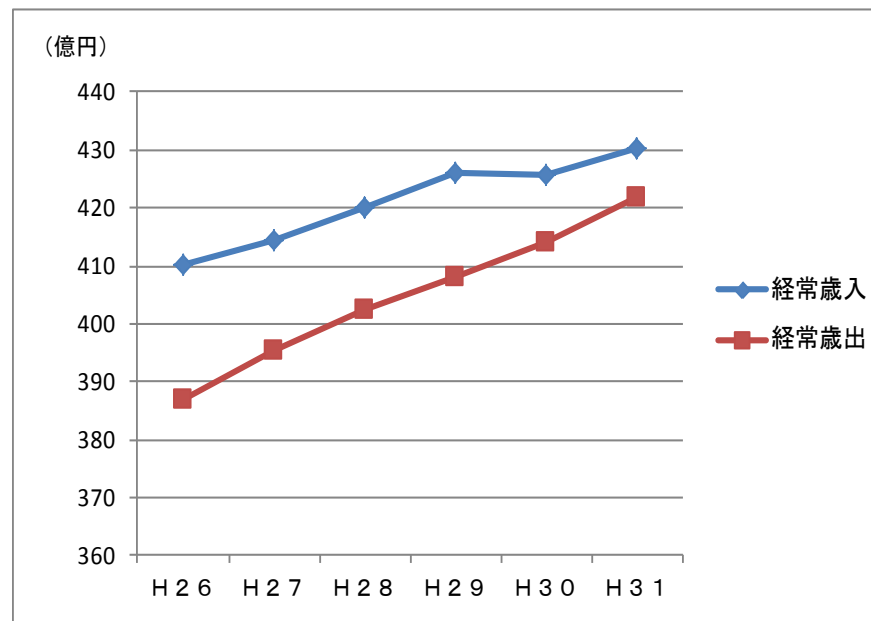
戸田市の財政状況

平成31年度までの財政の見通し(一般会計)

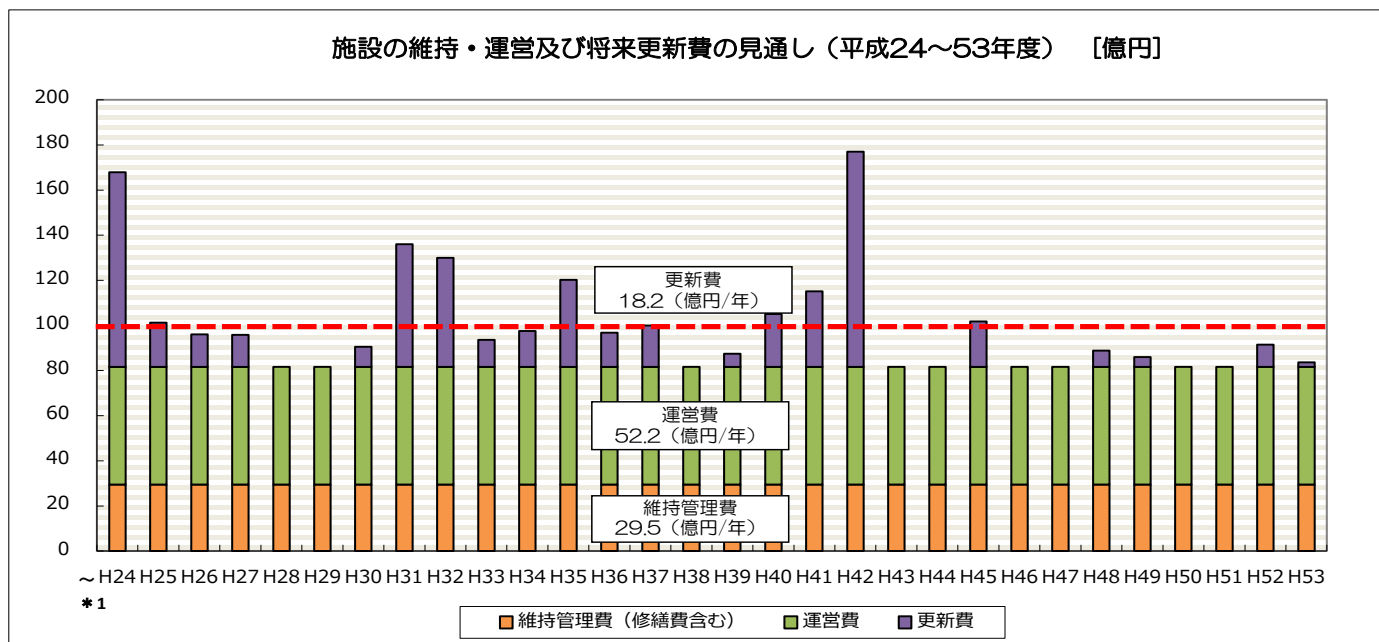
(単位:億円)

	経常歳入	経常歳出	臨時・投資的経費 充当可能一般財源
H26	410.1	386.9	23.2
H27	414.4	395.5	18.9
H28	420	402.4	17.6
H29	425.9	408.2	17.7
H30	425.7	414.2	11.5
H31	430.2	421.7	8.5

資料:健全財政維持型中期財政計画(H26~H31)



主な公共施設(500㎡以上)の建替えに係る費用



◆将来経費(今後30年間の概算値)

単位: 億円

	平成24 ~53年度	年度平均
維持管理費	886	29.5
運営費	1,565	52.2
更新費	547	18.2
将来経費(合計)	2,998	99.9

これからの公共施設をどうしていくのか… ～公共施設再編方針～

基本方針 施設に係る全体的な方針

1 施設の有効活用

- 原則新たな施設をつくらない
- 施設の複合利用や統廃合により、施設量を減らす



2 施設の効率的な維持管理・運営

- 民間活力を導入する
- 受益者負担の適正化を図る

3 市民の安全性の確保

- 市民利用施設などの老朽化対策を実施する
- 防災上重要な施設など、老朽化対策の優先度を設定する

4 サービスの効率化と質の向上

- 稼働率が低い市民利用施設の改善を図る
- 他自治体との連携や民間施設の有効活用を図る

5 環境への配慮

- 自然エネルギーの活用、省エネルギー設備などの導入を積極的に進める



6 市民参加

- 再編方針に基づく個別事業の実施には、計画段階での市民参加を図る



公共施設等総合管理計画

《ハコモノ》
(建築物)

《インフラ》
(道路、橋梁、公園、河川、
上下水道など)

基本方針

維持管理基本方針 (ハコモノ・インフラ)

再編方針 (済)

保全計画 (済)

健全度調査の結果を反映

中期計画 (済)
※ 5年分の工事計画

実施計画 (済)
※ 次年度の工事計画

公共施設再編プラン

個別事業計画

〇〇〇長寿命化計画

道路舗装補修計画

橋りょう長寿命化修繕計画

公園施設長寿命化計画

ポンプ場長寿命化計画

○ アドバイザープロフィール

石井 晴夫（いしい はるお）氏

東洋大学経営学部教授・同大学院経営学研究科教授

戸田市上下水道経営審議会会長

1953年群馬県生まれ。東洋大学博士（経済学）。(財)運輸調査局調査センター主任研究員、中央大学経済学部兼任講師、作新学院大学教授など

を経て現職。2007年度より2010年度まで公益事業学会会長を歴任。政府・自治体等の審議会・委員会・研究会の委員を多数歴任。

専攻は、公共経営論、公益企業論、交通政策論。著書には、『組織マネジメント入門』（共著）中央経済社、2014年12月。

『公民連携の経営学』（共著）中央経済社、2008年3月など多数がある。